

第1068回教育委員会

平成31年3月26日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午前10時
- 2 会期の決定
- 3 議 題
 - 議第1号 田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）について
(高校教育課高校改革推進室)
 - 議第2号 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
(文化財・生涯学習課)
 - 議第3号の1 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について
(文化財・生涯学習課)
 - 議第3号の2 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について
(文化財・生涯学習課)
 - 議第4号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第5号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第6号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第7号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第8号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第9号 教職員の人事について
(教職員課)
- 4 閉 会

議第 1 号

田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）について

田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）を、別添のとおり策定する。

提 案 理 由

平成26年11月に策定した「県立高校再編整備基本計画」の方針に従い、中学校卒業生数の減少に対応するとともに、時代の進展に対応した特色ある学校の配置を進める必要があるため提案するものである。

平成31年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）

【 概要版 】

平成31年3月
山形県教育委員会

1 第2次計画における学校の配置

県教育委員会は、中学校卒業生数が急激に減少している現状を踏まえ、「第1次計画」※1 に示された平成36年度を目処とする再編整備の方向性と「山形県中高一貫教育校設置構想」※2 の方針を具体化するために、「第2次計画」では、以下のような学校配置とし、開校に向けた準備をしております。

平成31年度の学校配置

鶴岡南
普通科
4学級
理数科
1学級
通信制

鶴岡南
山添校
普通科
1学級

鶴岡北
普通科
3学級

鶴岡工業
工業科
(全) 5学級
(定) 1学級

鶴岡中央
普通科
3学級
総合学科
3学級

加茂水産
水産科
2学級

庄内農業
農業科
2学級

庄内総合
総合学科
3学級

キャンパス制

第2次計画による再編整備後の学校配置

庄内中高一貫校（仮称）

〔 鶴岡南(全)と鶴岡北を統合し、
県立中学校を新設 〕

高 校 普通科 6学級
理数科 1学級
中学校 2～3学級

- ・平成36年度以降、できるだけ早い時期に開校
- ・学区は県内一円
- ・鶴岡南、鶴岡北の敷地、校舎を活用
- ・平成32年度に山添校は募集停止

庄内総合高校

〔 現在の庄内総合に、
昼間定時制・通信制を新設 〕

全日制 総合学科 2学級
定時制(昼) 総合学科 1学級
通信制 普通科 80名

- ・平成34年度開校
- ・学区は県内一円
- ・庄内総合の敷地、校舎を活用
- ・平成33年度末時点での鶴岡南(通)の在籍者は庄内総合(通)に転学

鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業の統合校

〔 鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業を統合し、
普通科、農業科、水産科、総合学科を併設 〕

普通科 農業科 水産科 総合学科

- ・開校年度、募集定員等は、早期に校舎制※3について検討し明示
- ・鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業の敷地、校舎を活用

鶴岡工業高校

〔 工業の6分野を学べる
単科型専門高校 〕

工業科 5学級

- ・平成34年度に定時制は募集停止

※1、※2については、《資料編》3、4をご覧ください。

※3「校舎制」とは、複数の学校を統合した上で、専門学科の実習のために、移設が困難な既存の実習施設を活用する学校運営の形態。

2 学校の特徴

庄内中高一貫校（仮称）

併設型高校
普通科 理数科

併設型中学校

県立中学校と県立高校を併設した庄内地区初となる併設型中高一貫教育校

6年間の継続的な教育活動を通して、生徒の資質・能力を最大限に伸ばす学校

目指す
学校像

※ 平成36年度以降、できるだけ早期の開校を目指す。開校年度は、ハード・ソフト両面に関する様々な条件を精査して、改めて示す。

【主な特色】

- 高校の学習内容を一部先取りするなど、高いレベルの授業を実施
- 大学・研究機関や企業と連携し、自ら設定した課題の解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ探究型の学習を推進
- 外国語教育や理数教育を充実させ、グローバル化に対応した実践的なコミュニケーション能力や、数学的・科学的思考に基づき判断・表現できる力を育成
- 庄内の自然、産業、文化などに関わる体験活動の充実

庄内総合高校

全日制 総合学科

定時制(昼) 総合学科

通信制 普通科

多様な形態の学びが可能な県内初の全日制、定時制(昼)、通信制併設高校

地域とともに自立した社会人の養成を目指す学校

目指す
学校像

【主な特色】

- これまでの全日制総合学科に加え、新しく定時制(昼)総合学科及び通信制普通科を設置し、生徒個々の多様な学習ニーズに応える総合的な高校
- 普通教科と専門教科から豊富な選択科目を開設し、大学等への進学や就職などに幅広く対応
- 少人数指導による基礎学習の充実、学び直しへも対応
- 地域資源を生かした実習・体験型の学習の充実
- 外部機関と連携したソーシャルスキルトレーニング等、社会的な自立に向けた支援

鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業の統合校

普通科

農業科

水産科

総合学科

目指す学校像

普通科、農業科、水産科、総合学科を併設した総合的な高校

各学科の特色を明確にしつつ、学科間が連携し、幅広いニーズに対応できる学校

※ 統合の年度、募集定員、教育内容、教員配置、施設・設備の整備等は、早期に検討を行い、方向性が定まった時点で公表する。

【主な特色】

- 普通科では、複数のコースを設け、他学科と連携し、充実したキャリア教育や探究型学習を実施
- 農業科、水産科では、専門教育を充実させるとともに、他学科と連携し、6次産業化などを学習
- 総合学科では、他学科と連携し、これまで以上に多様な選択科目を開設し、充実したキャリア教育や探究型学習を実施
- 学校行事、生徒会活動、部活動などを全学科の生徒が一体となって実施

【校舎制の導入に伴う課題への対応】

普通科目の授業は主に鶴岡中央の校舎で、農業・水産の実習などは主に庄内農業及び加茂水産の校舎での実施を想定している。生徒の校舎間の移動にかかる負担軽減のため、マイクロバスによる輸送や、時間割の工夫等を検討する。また、実習施設の維持・管理のため、実習教員の配置や勤務形態、業務委託などを検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
新しい学校づくり	庄内中高一貫校（仮称）	教育基本計画の策定	開校整備委員会			開校準備委員会	中高一貫校の開校	
	庄内総合高校	教育基本計画の策定	開校整備委員会	開校準備委員会	庄内総合の定通の新設			
	鶴岡中央、加茂水産、庄内農業の統合校	校舎制等に関する検討			校舎制による新高校の開校準備			
学級減対象校	鶴岡北	鶴岡中央（総）	山添校 募集停止		庄内総合 鶴岡工（定） 募集停止 （閉校）	加茂水産	鶴岡南（普）	（閉課程）

《資料編》

1 田川地区の中学校卒業生数の推移及び県立高校の定員充足状況

《田川地区の中学校卒業生数の推移》

	平成 16 年	平成 26 年	平成 36 年	平成 46 年(推計)
中学校卒業生数	2,046 人	1,567 人	1,244 人	約 940 人
10 年前との差	—	-479 人	-323 人	約-300 人
対平成 16 年比	—	76.6%	60.8%	約 46%

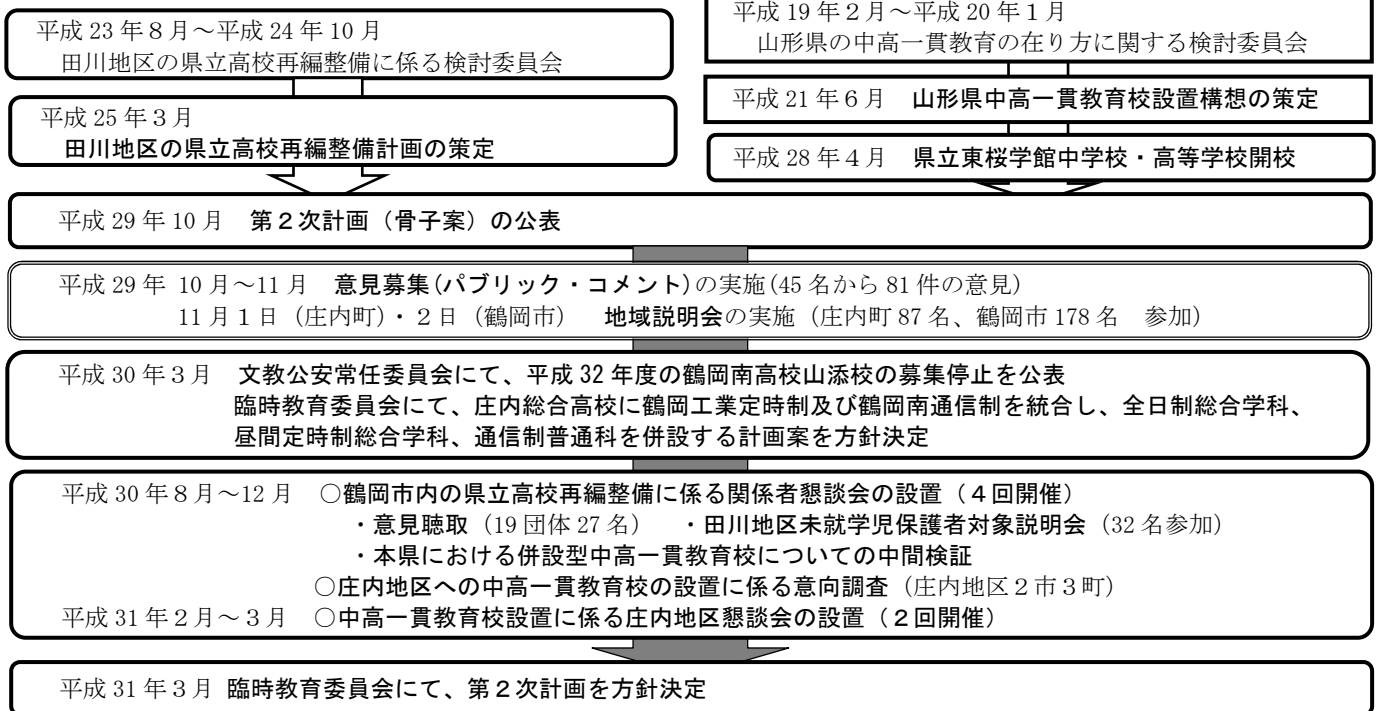
《田川地区の県立高校の定員充足率（平成 30 年度入試）》

	鶴岡南	山添	鶴岡北	鶴岡工 (全)	鶴岡工 (定)	鶴中央	庄内農	加茂水	庄内総
定員	200 人	40 人	120 人	200 人	40 人	280 人	80 人	80 人	120 人
入学者	200 人	26 人	120 人	196 人	6 人	267 人	65 人	37 人	104 人
充足率	100%	65%	100%	98%	15%	95%	81%	46%	87%

2 田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯

【県立高校再編整備に係る主な経緯】

【中高一貫教育校設置に係る主な経緯】



3 田川地区の県立高校再編整備計画「第 1 次計画」（平成 25 年 3 月策定）の要点

平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間で、入学定員を 8 学級程度削減する。

- ・普通科は 2 校に集約し、工業科は単科型専門高校とする。
- ・農業科、水産科は、総合学科と連携し、小規模化が更に進行した場合、校舍制導入を検討。
- ・総合学科は、当面は現在の 2 校配置を維持し、在り方を検討する。
- ・定時制・通信制等を統合し、多様なニーズに対応する。

4 山形県中高一貫教育校設置構想の要点

当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には県内 4 学区への設置を検討する。普通科を基本とし、早期の設置に努める。

（問い合わせ） 山形県教育庁高校教育課高校改革推進室
電話 023-630-2493 Fax023-630-2774 Eメール ykokokaiaku@pref.yamagata.jp

**田川地区の県立高校再編整備計画
(第2次計画)**

平成31年3月

山形県教育委員会

はじめに

県教育委員会は、田川地区の中学校卒業生数の急激な減少に対応するため、外部有識者等による検討委員会の報告書を踏まえ、平成 25 年 3 月に「田川地区の県立高校再編整備計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 36 年（2024 年）度を目処とする再編整備の方向性を示した。

一方、中高一貫教育については、外部有識者等による「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」の報告書（平成 20 年 1 月）を踏まえて、平成 21 年 6 月に策定した「山形県中高一貫教育校設置構想」の中で、内陸地区と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置するという方針を示した。これに基づき、北村山地区の県立高校再編整備計画の一環として、平成 28 年 4 月に東桜学館中学校・高等学校が開校したが、庄内地区への設置については課題となっていた。

そのような中、地元自治体からの中高一貫教育校の設置要望も踏まえながら、「第 1 次計画」で示した高校再編整備の方向性を具体化するにあたっての様々な条件を整理するなど検討を重ねた上で、平成 29 年 10 月 5 日に「田川地区の県立高校再編整備計画＜第 2 次計画（骨子案）＞」を公表した。

この「骨子案」についての地域説明会やパブリック・コメント等では、賛否が拮抗していたため、平成 30 年 3 月の県教育委員会で方針決定した庄内総合高校への鶴岡工業高校定時制及び鶴岡南高校通信制の統合と鶴岡南高校山添校の募集停止を除く、鶴岡市内の県立高校再編整備計画案については、検討を継続することとなった。そこで、平成 30 年 8 月に田川地区の小中学校 P T A 代表、小中高の校長代表、大学教員等による「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会」を設置し、産業界や同窓会などに幅広く意見聴取を行うとともに、本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証を実施し、同年 12 月に「意見のまとめ」の提出を受けた。

また、庄内地区への中高一貫教育校の設置案については、庄内地区 2 市 3 町に中高一貫教育校設置に係る意向調査を実施し、平成 30 年 12 月に回答を得た。その結果等を踏まえ、平成 31 年 2 月から 3 月にかけて、各自治体の代表者による「中高一貫教育校設置に係る庄内地区懇談会」を 2 回開催し、意見交換を行った。

これらの議論等を踏まえ、次代を担う子ども達にとって望ましい教育環境を提供するために、「田川地区の県立高校再編整備計画（第 2 次計画）」を策定した。

目 次

はじめに	1
目 次	2
I 「田川地区の県立高校再編整備計画」（「第1次計画」）の概要	3
II 「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）」	6
1 「第2次計画」策定に当たっての現状と課題.....	6
(1) 中学校卒業生数の減少.....	6
(2) 県立高校の充足率の低下.....	6
(3) 県立高校の入学定員の削減.....	7
(4) 学校の小規模化の進行と適切な学校規模確保の必要性.....	8
(5) 社会の変化や多様な教育ニーズへの対応.....	8
(6) 「山形県中高一貫教育校設置構想」の具体化.....	9
2 「第2次計画」による高校再編整備計画.....	12
(1) 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合及び庄内中高一貫校（仮称）の設置.....	12
(2) 庄内総合高校への昼間定時制及び通信制の設置.....	16
(3) 鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校の統合.....	19
(4) 鶴岡南高校山添校、鶴岡工業高校定時制、鶴岡南高校通信制の募集停止....	21
(5) 鶴岡工業高校全日制の単科型専門高校としての維持.....	22
III 今後の進め方.....	23
<参考> 田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯	24

I 「田川地区の県立高校再編整備計画」（「第1次計画」）の概要

平成25年3月に県教育委員会が策定した「第1次計画」の概要は以下のようなものであった。

（資料1）「第1次計画」の概要

1 学級数の削減の方針

平成17年3月に策定した「県立高校教育改革実施計画」においては、田川地区の中学校卒業生数が平成17年度から平成26年度の10年間で約480人減少することに対応するため、県立高校の入学定員を10学級程度削減するとしていたが、実際は6学級の削減となった。この遅れに対応するとともに、中学校卒業生数が平成27年度から平成36年度の10年間で、更に約320人の減少となる見込みであることを踏まえ、この期間中に県立高校の入学定員を8学級程度削減する。なお、それぞれの学科に対して、生徒や地域産業等のニーズがあることから、削減は全ての学科を対象とし、生徒の志願状況、これまでの学級減の状況、学科のバランス等を総合的に判断し、計画的に実施することとする。

2 平成36年度を目処とする再編整備の方針

検討委員会の「報告書」を踏まえ、平成36年度を目処に次の方向で再編整備を行うこととする。具体的な学校の配置や学科構成等の在り方については、「県立高校再編整備基本計画」^{※1}期間（平成27年度から平成36年度）の中頃に検討を行う。

（1）高い志を育て生徒の進路目標達成を保障する普通科の充実

＜普通科の2校集約＞

大学等への進学希望を達成させた上で、科学技術や国際社会の発展に貢献する人材や、高等教育機関で資格取得するなどして、地域産業や社会の発展を支える人材を育成できるよう普通科を整備する。そのため、普通科を2校に集約し、適正規模を確保することにより、生徒が高い目標に向かい切磋琢磨できる環境を整え、多様な進路目標に対応する教育課程を編成したり、校務分掌や学級担任などの様々な業務を教員間で適切に役割分担したりするなど、指導体制の充実を図る。

^{※1} 県教育委員会は、有識者からなる「県立高校の将来の在り方検討委員会」の報告書を受け、平成26年11月に、平成27年度から平成36年度の10年間の県立高校再編整備の方向性を示した「県立高校再編整備基本計画」を策定した。

＜鶴岡北高校の実質的な共学化＞

田川地区内の県立高校の普通科在籍生徒数の男女比は、他地区に比べて偏りが大きいことから、平成 27 年度に、鶴岡北高校が実質的に、男女共学となるように、男子生徒の受け入れに向けた態勢づくりを進める。

（２）専門性の深化と異分野の連携による専門学科、総合学科の充実

＜工業科＞

「山形県産業教育審議会答申」^{※2}を踏まえ、西学区における工業の 6 分野を学べる単科型専門高校を整備する。ものづくり技術の進展や地域産業の多様なニーズに対応できるよう、学科、コース、選択科目等により、各専門分野の実践的な知識・技術が習得できる教育課程を編成し、将来のスペシャリストとして活躍する人材を育成する。

＜農業科・水産科＞

農業科・水産科については、本県の第一次産業の担い手を育成するため、各専門分野の実践的な知識・技術が習得できる教育課程を編成するとともに、総合学科と連携するなどして、流通・販売といった分野について協働し、商品開発に取り組むなど、6 次産業化に対応した教育を推進する。

農業科、水産科は、教育内容と設置場所に密接な関係があり、既存の実習施設の移設が困難であることから、小規模化が更に進行し、単独での学校運営が困難となった場合には、他の学科と統合した上で、既存の実習施設等も活用する校舎制の導入を検討する。

＜総合学科＞

生徒が自己の進路への自覚を深め、主体的に学習内容を選択し、就職や進学などの進路実現を図れるよう、幅広い選択科目を開設する教育課程を編成するとともに、専門学科と連携するなどして、地域と連携した課題研究やキャリア教育を充実させ、学びの幅を広げる取組みを推進する。

当面は現在の 2 校配置を維持し、生徒数の推移等を見ながら、小規模化により、多様な系列の設置が困難となった場合はその在り方を検討する。

※2 「山形県産業教育審議会答申」（平成 21 年 6 月）では、各専門学科の在り方の中で、工業科については、工業の 6 分野（機械・生産系、電気・制御系、情報・通信系、土木・建築系、化学・素材系、環境・デザイン系）が学べる単科型の専門高校と、他の学科を並置した複合型の専門高校の 2 つの方向で整備されることが望ましいとしている。

(3) 多様な学習ニーズに柔軟に対応する学習の場の確保

<定時制通信制併設高校の設置検討>

定時制・通信制を統合し、単位制の仕組みを生かしながら、多様な学習ニーズに柔軟に対応できる昼間定時制・通信制併設高校の設置について検討する。

個別のサポート体制の在り方について研究を深め、生徒の「学び直し」や特別支援教育の充実を図るとともに、定通併修制度の活用などにより、個に応じた学習進度、学習時間、学習場所等の選択が可能な教育課程について検討する。また、インターンシップ等、社会性を伸ばすキャリア教育の取組みを推進する。

Ⅱ 「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）」

1 「第2次計画」策定に当たっての現状と課題

（1）中学校卒業者数の減少

田川地区の中学校卒業者数は、平成16年に2,046人だったものが、平成26年には1,567人、平成36年には1,244人となり、20年間で約4割減少すると見込まれている。その後も減少は続き、現在2歳の子どもが中学校を卒業する平成44年(2032年)には、1,004人となると推測される。

（資料2）田川地区の中学校卒業者数の推移

	平成16年	平成26年	平成36年	平成44年
中学校卒業者数	2,046人	1,567人	1,244人	1,004人
差	—	-479人	-323人	-240人
対H16年比	—	76.6%	60.8%	49.1%

（2）県立高校の充足率の低下

中学校卒業者数の減少に伴い、入学者数が定員を大きく下回る学校が生じている。特に、鶴岡工業高校の夜間定時制については、従来の勤労青少年の学習機会の保障というニーズの低下と相まって、入学者数が一桁台まで落ち込んでいる。平成26年度に鶴岡南高校の分校となった山添校については、平成29年度の入学者数が20名を下回るなど、近年大幅な定員割れが続いている。加茂水産高校については、県内唯一の水産科という学科の特殊性に配慮し、1学年2学級を維持しているものの、近年連続して入学者数が定員の3分の2^{※3}を下回っている。庄内農業高校については、平成29年度に1学年3学級から2学級に削減したものの、入学者数が定員の3分の2を下回った。庄内総合高校については、1学年3学級の編制は維持できているものの、定員の充足はできていない。

※3 「県立高校再編整備基本計画」では、県立高校の再編整備に関する基本方針として、1学年当たり1学級の学校（分校も含む）については、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、原則としてその2年後に募集停止とするとしている。また、1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、その2年後に分校とするとしているが、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性などの地域の実情に十分配慮するとしている。

(資料3) 平成29年度及び平成30年度の田川地区の県立高校の定員充足状況

		鶴岡南	山添	鶴岡北	鶴岡工 (全)	鶴岡工 (定)	鶴中央	加茂水	庄内農	庄内総
平成 29 年度	定員	200人	40人	160人	200人	40人	280人	80人	80人	120人
	入学者	200人	19人	160人	184人	5人	268人	53人	53人	108人
	充足率	100%	48%	100%	92%	13%	96%	66%	66%	90%
平成 30 年度	定員	200人	40人	120人	200人	40人	280人	80人	80人	120人
	入学者	200人	26人	120人	196人	6人	267人	37人	65人	104人
	充足率	100%	65%	100%	98%	15%	95%	46%	81%	87%

(3) 県立高校の入学定員の削減

平成16年3月の田川地区の中学校卒業生数に対する県立高校の入学定員の割合は74.3%だったものが、平成26年3月には81.7%まで上昇した。これは、中学校卒業生数の減少に対応して10学級程度削減する予定としていたところが、結果的に6学級の削減となったことが原因である。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」には、「都道府県は、区域内の私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。」とあり、田川地区には、2校の私立高校が配置されていることを踏まえて県立高校の入学定員を設定する必要がある。このように、私立高校の配置状況への配慮をしつつ、その後の中学校卒業生数の減少に対応するため、「第1次計画」では、平成27年度から平成36年度までの10年間で、8学級程度削減することとしている。さらに、平成37年(2025年)度以降も中学校卒業生数の減少は続くことから、学級減は引き続き必要となる。

(資料4) 田川地区の県立高校の1学年当たりの学級数(通信制を除く)及び学級減の年度

学校名		平成26年度	平成36年度	学級減の年度
鶴岡南高校		5(普通4・理数1)	4(普通3・理数1)	平成36年度
鶴岡南高校山添校		1(普通1)	0	平成32年度
鶴岡北高校		4(普通4)	3(普通3)	平成30年度
鶴岡工業高校	全日制	6(工業6)	5(工業5)	平成27年度
	定時制	1(工業1)	0	平成34年度
鶴岡中央高校		7(普通3・総合4)	6(普通3・総合3)	平成31年度
加茂水産高校		2(水産2)	1(水産1)	平成35年度
庄内農業高校		3(農業3)	2(農業2)	平成29年度
庄内総合高校	全日制	3(総合3)	2(総合2)	平成34年度
	定時制	0	1(総合1)	
合計		32学級	24学級	

(4) 学校の小規模化の進行と適切な学校規模確保の必要性

高校生という発達段階では、多くの人と出会い、多様な価値観の中で自己を確立するとともに、コミュニケーション能力を身に付け、社会で活躍するための素地を養うことが期待されている。また高校には、幅広い教育活動の選択肢を提供し、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができる環境の整備が望まれている。そのため「県立高校再編整備基本計画」では、配置できる教員数、開設できる科目数、学校行事や生徒会活動の充実度、部活動の種類や部員数等を考慮し、1学年4～8学級を望ましい学校規模として、その確保に努め、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とするとしている。

平成27年度から平成36年度までの10年間で8学級を削減した場合、各学校の1学年当たりの学級数は、鶴岡南高校4学級、鶴岡北高校3学級、鶴岡工業高校5学級、鶴岡中央高校6学級、加茂水産高校1学級、庄内農業高校2学級、鶴岡南高校山添校は募集停止、庄内総合高校3学級（うち定時制1学級）となり、7校中4校が望ましい規模を下回る事となる予定である。

それぞれの学校には長い歴史と伝統があり、また、在校生、保護者、卒業生、教職員などの関係者や地域の皆様にとっては、欠くことのできない存在である。しかし、これほど小規模化が進行している現実を受け止め、何よりもこれから高校で学ぶ生徒たちのために、より充実した教育環境を整備することが重要であり、学校の統廃合を含む高校再編整備の必要性について理解を得ていくことが必要である。

(5) 社会の変化や多様な教育ニーズへの対応

第4次産業革命やグローバル化など、変化が激しく将来の見通しが立ちにくい社会を生き抜くための資質や能力を子ども達に身に付けさせることが求められており、国においては、より主体的・対話的で深い学びを目指した学習指導要領の改訂や高校教育改革を促す大学入試改革が進められている。本県においても、国に先駆けて小中高を通じた探究型学習の推進に取り組んでおり、特に普通科高校においては各教科の授業の質的な転換や、外部の研究機関等とも連携しながら教科横断的な探究型学習の導入が図れるような指導体制の充実が求められている。

また、急激な人口減少の中、若者の県内定着の促進が急務となっており、高校教育には、郷土愛を育む取組み等を通して高校卒業後あるいは将来の生活の拠点として本

県を選択するための素地をつくることが期待されている。一方、工業、農業、水産業等の地域産業においては、その振興を担う人材の確保が難しくなっており、職業に関する専門学科や総合学科には、入学者数が減少し規模が縮小する中においても、産業人材の育成ができるような学習の場として今後も機能していくことが求められている。

さらに、義務教育における学習内容が身に付いていない生徒や、過去に不登校の経験を持つ生徒、発達障がい等により特別な支援を必要とする生徒など、多様な生徒が高校に進学しているという実態があり、高校教育においてもこれらの課題を持つ生徒に対する「学び直し」の支援や個々のニーズに応じたきめ細かな指導が必要となっている。そのため、どの学校においても多様な生徒への指導体制を充実させるとともに、学校の統廃合を含む再編整備を進める中で、今後もこのような生徒の学習の場を保障することが求められている。

(6)「山形県中高一貫教育校設置構想」の具体化

中高一貫教育は、平成9年6月の中央教育審議会第2次答申を受け、従来の中学校と高校に区分された制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、平成11年度に導入された制度である。国は平成13年1月の「21世紀教育新生プラン」において、当面、高校の通学範囲に少なくとも1校（全国で500校程度）整備されることを目標ととしている。

本県では、平成13年度から金山地区と小国地区において、それぞれの町内に設置されている町立中学校と県立高校の間で連携型中高一貫教育^{※4}を実施しており、授業や学校行事を通して交流を深めたり、地域からの支援を受けながら地域学習に取り組んだ

※4 中高一貫教育校の設置形態には次の3つがある。

- ① 連携型：既存の市町村立中学校と県立高校など、異なる設置者による中学校と高校が、教育課程の編成や教員・生徒間の交流等で連携を深めるもの。連携型中学校から連携型高校に進学を希望する生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により選抜できる。
- ② 併設型：設置者が同じ中学校と高校を接続するもので、中学校と高校の指導内容を一部入れ替えて指導できるなどの教育課程の基準の特例がある。公立の併設型中学校への入学者は、設置者の定めるところにより、学力検査以外の方法で選抜する。併設型中学校から併設型高校への入学者の選抜は行わないが、他の中学校から併設型高校への入学者については選抜を行う。
- ③ 中等教育学校：6年間一体的に中高一貫教育を行うために設けられた新しい学校種で、前期課程と後期課程に区分されており、それぞれ中学校と高校の学習指導要領が準用される。併設型と同様に教育課程の基準の特例がある。公立の中等教育学校への入学者選抜は併設型中学校と同様である。原則として同一学年は同じ集団で6年間を過ごすこととなる。

りするなど、特色のある教育活動を展開している。また、平成19年2月に、外部有識者等からなる「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、本県における連携型中高一貫教育の成果や課題について検証するとともに、併設型中高一貫教育校や中等教育学校の設置の可能性について検討していただき、平成21年1月に報告書の提出を受けた。これに基づき、県教育委員会では、先進校を訪問し、そこで実践されている取組みや課題などを参考にしながら、本県における中高一貫教育の意義や設置に当たっての基本的な考え方などについて具体的に検討し、平成21年6月に下記の内容の「山形県中高一貫教育校設置構想」を策定した。

(資料5)「山形県中高一貫教育校設置構想」の概要

① 設置の意義

ア 高校入学者選抜の影響を受けることなく安定した学校生活の中で、6年間を通して生徒を継続的に把握・理解しながら計画的・継続的な教育活動を実践することにより、生徒の個性や能力をより伸長することが期待できる。

イ 幅広い年齢集団の中で、学校行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動などを通じ、社会性や豊かな人間性を育成することが期待できる。

② 設置形態

6年間の計画的・継続的な教育活動を効果的にできる形態であり、高校の適正な学校規模を確保しながら、既存の中学校への影響に配慮した中学校の学校規模とすることが可能であることなどから、併設型中高一貫教育校の設置を基本とする。

③ 設置場所及び通学区域

当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には県内4学区への設置を検討する。設置場所は、広域的に入学者を確保する観点から交通の利便性の良い場所であり、かつ、既存の中学校への生徒数への影響が極力小さい場所とする。通学区域は県内一円とする。

④ 設置学科

小学校卒業段階において、将来の職業に大きな影響を与える決定をすることが困難であると思われることから、高校卒業後の進路選択の幅が広い普通科を基本とする。

⑤ 設置時期

早期の設置に努める。

この方針に基づき、内陸地区については、平成 22 年 1 月に北村山地区の高校再編整備計画の一環として、楯岡高校を母体とした県内初の併設型中高一貫教育校を東根市に設置する計画を示し、地元自治体等の協力も得ながら準備を進め、平成 28 年 4 月に東桜学館中学校・高等学校が開校した。

一方、庄内地区については、平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、県立高校が所在する 2 市 2 町（鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町）の教育委員会と意見交換を行ったが、その時点で設置を希望する自治体はなかった。しかし、その後平成 26 年度以降、鶴岡市より重要事業要望として、鶴岡市内への中高一貫教育校の設置要望が出されており、また、庄内開発協議会からも、平成 27 年度以降、庄内地区への中高一貫教育校の設置要望が出されている。これらの要望も踏まえ、庄内地区の子どもや保護者に対して中等教育のもう一つの選択肢を提供し、教育環境の充実を図るため、いかにして「山形県中高一貫教育校設置構想」の方針を具体化していくかが課題となっている。

2 「第2次計画」による高校再編整備計画

「第1次計画」策定後の現状と課題を踏まえるとともに、「第1次計画」に示された平成36年度を目処とする再編整備の方向性と「山形県中高一貫教育校設置構想」の方針を具体化するために、中高一貫教育に関する国や他県の検証や東桜学館の取組み状況などを検証した「本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証」を参考としながら、ハード・ソフト両面に関する様々な条件を整理するなど検討を重ねた上で、「第2次計画」として下記の内容の高校再編整備計画を策定した。

(1) 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合及び庄内中高一貫校（仮称）の設置

① 再編整備の概要

- 鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合するとともに、県立中学校を新設し、庄内地区の併設型中高一貫教育校（「庄内中高一貫校（仮称）」）を設置することにより、中等教育のもう一つの選択肢を提供し、教育環境の充実を図る。
- 1学年当たりの学級数は、併設型高校については普通科6学級、理数科1学級、併設型中学校については2～3学級とする。
- 現在の鶴岡南高校及び鶴岡北高校の敷地・校舎を、必要な改修等を実施した上で活用する。
- 平成36年度以降、できるだけ早期の開校を目指す。開校年度は、ハード・ソフト両面に関する様々な条件を精査して、改めて示す。開校年度には、併設型中学校及び併設型高校のそれぞれ1学年のみを新たに募集する。なお、開校前年度に鶴岡南高校と鶴岡北高校の1、2学年に在籍していた生徒は、併設型高校の2、3学年に在籍することとなる。
- 通学区域は県内一円とする。

<想定される教育上の主な特色>

- ア 教育課程の基準の特例を活用するなどして、6年間一貫した計画的・継続的な指導を行い、生徒一人ひとりの個性と能力を最大限に伸ばす。
- イ 大学・研究機関や企業と連携し、自ら設定した課題の解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ探究型の学習を推進し、確かな学力を身に付けさせる。
- ウ 外国語教育や理数教育を充実させ、グローバル化に対応した実践的なコミュニケ

- ーション能力や、数学的・科学的思考に基づき判断・表現できる力を育成する。
- エ 庄内の自然、産業、文化などに関わる体験活動を充実させ、地域理解を深め、郷土を愛する心を育成する。
- オ 学校行事、生徒会活動、部活動など多様な場面で中学生と高校生が協働する機会を設けることにより、社会性や豊かな人間性を育成する。

② 背景となる考え方

○ 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合の必要性について

「県立高校再編整備基本計画」では、「県内の8地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模の高校を少なくとも1校配置する」としており、平成30年度現在、1学年5学級以上の普通科高校（理数科も含む）が各地区に1校以上配置されている。

平成30年度現在、鶴岡南高校が5学級、鶴岡北高校が3学級となっているが、今後、平成36年度に鶴岡南高校が1学級減となり、両校とも4学級以下となる。その場合、配置される教員数の減少により、開設できる科目数が限られるとともに、教員同士が役割分担をし、組織的に機能することにより、十分な進路指導の体制を整えることが困難になることが予想される。両校の統合により、学校の選択肢は減ることになるものの、入学後に提供できる教育活動の幅と将来の進路の選択肢はむしろ増えることになり、より生徒の立場に立った再編整備であると言える。

○ 鶴岡市への併設型中高一貫教育校の設置理由について

庄内地区の各自治体の中では、現状及び将来の見通しにおいても、鶴岡市が最も子どもの数が多く、既存中学校への影響が比較的小さいと思われる。

また、将来にわたって併設型中高一貫教育校としての役割を果たしていくためには、併設型高校の規模の確保は不可欠であり、高校再編整備との整合性を取る必要がある。今後、田川地区の高校再編整備を進める中で、より望ましい形で中高一貫教育校を設置するための条件を整えることができる。

さらに、中高一貫教育校設置の早期実現を図るためには、公共施設の長寿命化による活用が国及び県の方針として示されている中、既存校舎の活用がより現実的な対応となる。鶴岡南高校と鶴岡北高校は近距離に立地しており、両校の校舎・敷地は中高

一貫教育校での活用に適している。

加えて、平成 26 年度より鶴岡市の重要事業要望として併設型中高一貫教育校の設置要望が出されており、また、鶴岡市教育委員会は「中高一貫教育に関するシンポジウム」を開催するなどして、市民の理解促進に努めている。

以上のことを総合的に勘案し、庄内地区の中高一貫教育校の設置場所として、鶴岡市が最もふさわしいと判断する。

(資料 6) 庄内地区各自治体の今後の中学校卒業生数の見通し

	平成 29 年 3 月 [現在高 2]	平成 36 年 3 月 [現在小 4]	平成 44 年 3 月 [現在 2 歳]
鶴岡市	1,202 人	1,003 人 (83.4%)	809 人 (67.3%)
酒田市	1,001 人	807 人 (80.6%)	641 人 (64.0%)
三川町	78 人	59 人 (75.6%)	68 人 (87.2%)
庄内町	216 人	182 人 (84.3%)	127 人 (58.8%)
遊佐町	138 人	91 人 (65.9%)	62 人 (44.9%)

※ () は平成 29 年の中学校卒業生数に対する割合

平成 29 年 3 月は学校基本調査による確定値、平成 36 年 3 月は学校基本調査 (平成 30 年 5 月) による推計値、平成 44 年 3 月については市町による幼年人口調査による。

③ 懸念される課題及びその対応方針

○ 受験競争の低年齢化について

中高一貫教育制度の選択的導入を提言した平成 9 年の中央教育審議会第 2 次答申において、すでに受験競争の低年齢化の懸念が指摘されていた。そのため、法整備に当たり、公立の併設型中学校及び中等教育学校の入学者選抜においては、学力検査を実施しないこととされた。本県の東桜学館中学校の入学者選抜においても、適性検査、作文、面接、小学校が作成する調査書を資料として総合的に選抜している。特に、適性検査問題については、小学校学習指導要領の範囲を逸脱せず、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力を測る出題としており、事前説明会においても日頃の小学校の学習にしっかり取り組むことで対応できる旨を説明している。庄内中高一貫校 (仮称) においても、同様の対応をとることとなる。

また、入学者選抜の性格上、ある程度の競争はやむを得ないところだが、地方都市における公立中高一貫教育校の志願倍率を見ると、大都市圏とは異なり、受験競争が過熱化しているとは言えない状況にある。

(資料7) 東北地方の主な県立中学校の志願倍率 (平成30年度)

青森県立三本木高等学校附属中学校	1.35倍
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	2.08倍
秋田県立秋田南高等学校中等部	2.43倍
宮城県仙台二華中学校	4.43倍
宮城県古川黎明中学校	1.94倍
山形県立東桜学館中学校	2.24倍
福島県立会津学鳳中学校	2.06倍

○ 既存中学校への影響について

少子化が進行する中、県立中学校が設置されることによって周辺の中学校の生徒数が更に減少し、また、比較的学力が高い生徒やリーダー的な存在となる生徒が県立中学校に進学することにより、既存中学校の学力や活力の低下を招くのではないかとの指摘がある。

県教育委員会が平成30年10月にまとめた「本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証」によると、平成28年度から平成30年度までの3カ年で、東桜学館中学校への入学者がいる20の市町村のうち最も影響の大きい地元東根市においても、東桜学館中学校入学者の割合は、小学校卒業生の8.6%に止まっており、その他の入学者は他の市町村に広く分散していると言える。また、北村山3市1町、天童市、河北町の小中学校及び教育委員会へのアンケート調査によると、東桜学館中学校開校の影響は限定的であることがわかった。小学校の記述回答を見ると、東桜学館中学校入学を目指し主体的に活動するなどの良い影響があったとする学校が多く、中学校では、学級減等の影響があったとする学校が一部あったものの、小学校でリーダー的存在だった子ども以外の子どもが活躍するチャンスが増えたと前向きに捉える学校もあった。教育委員会では、生徒数の減少による影響の懸念は一部あるものの、小中学校教育の活性化につながっているとのことであった。

庄内地区の中高一貫教育校を鶴岡市に設置するに当たっては、地元鶴岡市及び庄内地区全体の子どもの数の現状及び将来見通しを踏まえて、県立中学校の定員を適切に定めるとともに、開校準備段階から地元の教育委員会ともよく話し合いながら、県立中学校と周辺中学校との間に切磋琢磨できる関係が築けるようにしていく。

○ 分離した校舎での学校運営について

理想的には一つの校舎で一体的に学校運営できる状態が望ましいが、鶴岡南高校の教室棟は築 37 年、鶴岡北高校の校舎は築 29 年と耐用年数には達していない中、いずれかを空き校舎にしなから、他方に不足する教室棟や体育館を新たに建設することには理解は得られないと考えられる。

具体的な校舎の整備及び活用計画は、今後、建築専門家や現場教員等の意見を取り入れながら検討していくこととなるが、現段階では、ホームルーム教室については、学級数の多い併設型高校は校舎が大きい現鶴岡南高校に、併設型中学校は現鶴岡北高校に配置することを想定している。その場合、中学校と高校の校舎が近接しているとはいえ、分離することとなり、中高一貫教育校のメリットが十分活かし切れないのではないかとの指摘がある。

これについては、他県の例等を踏まえ、放課後の部活動や探究活動、学校行事、中高生の合同学習など、中高生が交流する場面を意図的に設けることで、異年齢集団での人間形成を図ることとする。また、ICT機器を活用するなどして、中高教員間のコミュニケーションを密にできる環境を整備する。さらに、授業で中高教員が相互乗り入れする場合も考えられるが、教員の校舎間の移動時間を確保できるよう時間割編成での配慮も必要である。

一方で、国立教育政策研究所の「中高一貫教育の現状と制度化の政策過程に関する調査研究」（平成 28 年 3 月）によれば、全国の併設型中高一貫教育校の中で、敷地が狭く、教室等が不足気味であるため、学校運営に苦慮している学校も少なくない。この計画では高校 2 校分の施設を活用できることとなり、恵まれた環境での学校運営が可能となる。

(2) 庄内総合高校への昼間定時制及び通信制の設置

① 再編整備の概要

- 現在の全日制総合学科に加えて、昼の時間帯の定時制（昼間定時制）と通信制を設置することにより、庄内地区の多様な教育ニーズに対応した総合的な高校とする。
- 入学定員は、全日制総合学科 2 学級、定時制総合学科 1 学級、通信制普通科 80 名とする。
- 現在の庄内総合高校の敷地・校舎を、必要な改修等を実施した上で活用する。

- 平成 34 年度に、全日制総合学科の入学定員を 3 学級から 2 学級に削減するとともに、新たに募集する定時制総合学科は 1 年次のみを募集する。また、通信制普通科 80 名を新たに募集する。なお、平成 33 年度に鶴岡南高校通信制に在籍していた生徒は、平成 34 年度に庄内総合高校通信制に在籍することとなる。
- 通学区域は県内一円とする。

<想定される教育上の主な特色>

- ア 3つの課程が併設されていることにより、将来の進路目標や生活の状況等に応じて、学習時間帯（一日または半日）や学習形態（学校での授業又は通信添削による授業）を選択することができる。
- イ 全日制及び定時制では、総合学科の特色を生かし、普通教科と専門教科から豊富な選択科目を開設し、大学等への進学や就職などに幅広く対応する。
- ウ 昼の時間帯の定時制（昼間定時制）では、定時制・通信制相互の科目を履修する定通併修制度等の活用により、3年での卒業も可能とする。
- エ 習熟度に応じた選択科目における少人数指導や、通信制における個別指導等を通して、基礎学習を充実させ、「学び直し」へも対応する。
- オ 地域資源を生かした実習・体験型の学習や地域の事業所等と連携したインターンシップ等を充実させ、地域社会・産業で活躍する意欲と能力を育成する。

② 背景となる考え方

- 庄内総合高校への昼間定時制及び通信制の設置理由について
「田川地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会」の報告書では、庄内地区全体を見渡し、他の定時制や通信制との統合により、霞城学園高校のような多部制^{※5}の定時制・通信制高校の設置の可能性について検討を進めるよう求めている。
庄内地区には、鶴岡工業高校定時制、酒田西高校定時制、鶴岡南高校通信制が設置されている。このうち酒田西高校定時制については、独立校舎を活用し、平成 30 年

※5 霞城学園高校は、定時制のⅠ部（午前）、Ⅱ部（午後）、Ⅲ部（夜）と、通信制のⅣ部を併設し、生徒は生活スタイルに合わせて、多様な学習時間帯や学習形態を選択することができる。学校生活と並行して、それ以外の活動にも時間を使いたいという生徒や、様々な理由で毎日通学するのが困難である生徒など、多様な生徒に柔軟に対応している。また、所属する部の授業に加えて、他の部の授業も受けることにより、全日制と同じ3年間の在籍で卒業する生徒も多い。

度から夜間定時制を昼間定時制に移行し、新たなスタートを切っており、当面統合対象とするのは適切ではない。そのため、霞城学園高校の形態とは異なるものの、全日制、昼間定時制、通信制を併設し、一体的な学校運営をすることにより、多様な学習ニーズに対応できる環境を整えることが可能となる。

一方、庄内総合高校は、近年定員割れが続いており、平成34年度に1学年2学級となる。その場合、配置できる教員の減少により、普通教科と専門教科の幅広い選択科目の開設という総合学科の特色を発揮しにくくなる。そのため、庄内総合高校に昼間定時制と通信制を併設し、相互に教員が連携することにより、現在と同じような充実した教育課程を編成することが期待できる。また、昼間定時制の生徒の中には、将来の進路目標が定まっていない生徒も多いと想定されることから、総合学科との親和性が高く、これらの連携は双方にとってメリットが大きいと考えられる。

さらに、学校が所在する庄内町は羽越本線と陸羽西線が交差する交通の要衝であり、この再編整備により、より広域の生徒に対して多様な学習ニーズに対応する新しいタイプの学校という選択肢を提供することになる。

③ 懸念される課題及びその対応方針

○ 全日制と昼間定時制の生徒の交流について

現在の夜間定時制は、勤労青少年の学習の場というニーズが低下している一方で、義務教育段階の学習内容が身に付いていない生徒や不登校経験を持つ生徒など、課題を抱える生徒も多く在籍している。昼間定時制は、半日の学習を昼の時間に行う課程であり、通学や学校生活の負担が比較的小さいため、そのような学習ニーズにも適した形態であると言える。

昼間定時制に在籍し、様々な課題を抱える生徒の中には、全日制の生徒と日常的に接することを負担に感じる者もいるのではないかとの指摘がある。また、登下校の時間や日課表が全日制と異なる場合もあり、学校運営が難しくなるのではないかとの懸念もある。

庄内総合高校が庄内地区の多様な学習ニーズに対応する学校としての役割を将来にわたって担い続けていくためには、耐震性能が十分でない特別教室棟（築53年）の改築が課題となる。校舎改築について検討する中で、各課程（全日制、昼間定時制、通信制）の生徒間の学校生活に支障が生じないように配慮しながら、教室の配置等につ

いて検討していく。

一方、昼間定時制の生徒が全日制の生徒とともに学校行事、部活動、ボランティア活動などに取り組む場面を意図的に設定することにより、社会性などの人間的な成長を促すことも期待されるため、効果的な交流の在り方についても、今後検討を進めていく。

(3) 鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校の統合

① 再編整備の概要

- 鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校を統合した上で、普通科、総合学科、農業科、水産科を併設した学校とする。
- 鶴岡中央高校の校舎での学習を中心としながら、移設が困難な現在の加茂水産高校及び庄内農業高校の実習施設も活用して専門教育を行う（校舎制）。
- 鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校の統合年度、募集定員等は、教育内容、教員配置、施設・設備の整備等の諸条件を、他県の先行事例も参考にしながら整理した上で、早期に検討して提示することとする。

<想定される教育上の主な特色>

ア 各学科の特色を明確にしつつ学科間が連携し、幅広いニーズに対応できる教育課程を編成し、一人ひとりの適性、興味・関心、進路希望等に応じた教育を提供する。

イ 普通科においては、主に進学を希望する生徒を対象として、分野ごとに複数のコースを設けるとともに、他学科と連携して、充実したキャリア教育や探究型学習を実施する。

ウ 農業科、水産科においては、地域との連携や現在の充実した施設の活用などにより、各学科の専門教育を充実させるとともに、他学科と連携して、6次産業化などの学習を通して、地域産業の担い手育成を目指す。

エ 総合学科においては、幅広い進路希望を持つ生徒を対象として、他学科と連携して、これまで以上に多様な選択科目を開設するとともに、充実したキャリア教育や探究型学習を実施する。

オ 学校行事、生徒会活動、部活動など多様な場面で全学科の生徒が一体となって活動する機会を設けることにより、社会性や豊かな人間性を育成する。

② 背景となる考え方

○ 鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校の統合の必要性

加茂水産高校と庄内農業高校については、平成30年度現在、入学定員80名のところ、それぞれの入学者数が、加茂水産高校37名、庄内農業高校65名と、大幅な定員割れの状態が続いている。加茂水産高校は、本県唯一の水産科であり、学級減の時期については十分配慮してきたが、平成35年度に2学級から1学級に削減する予定となっている。また、庄内農業高校は、庄内唯一の農業科として、志願者増に向けた取り組みを行っているところだが、地区全体の今後の少子化を考えた場合、更なる小規模化の可能性は高いと思われる。

1学年1学級となった場合には、配置できる教員数が減少し、その中で現在行われている専門教育の担当教員を配置しようとする、普通教科の教員を十分に配置できなくなるなど、単独の専門高校としての学校運営が極めて困難となる。また、将来地域産業を支える人材を育成するためには、高校時代に多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会性を身に付けさせることが不可欠だが、小さな集団の中ではそのような機会が乏しくならざるを得ない。

そこで、鶴岡中央高校と統合することにより、単独校のままでは不足する普通教科の担当を普通科や総合学科の教員が兼ねることが可能となる。また、総合学科にとっても、農業や水産の専門科目を選択科目として開設し、選択の幅を広げ、新たな特色を持たせることも期待できる。さらに、小規模校ではできない多様な部活動の設置や活発な生徒会活動など、スケールメリットを生かした教育活動が可能となる。

○ 現在の実習施設の活用

農業科や水産科は、教育内容と設置場所に密接な関係があり、既存の実習施設を移設することは極めて困難である。そのため、普通科目などは主に鶴岡中央高校の校舎で学び、専門科目の実習などは、現在のそれぞれの充実した実習施設を活用していくことを想定している。

③ 懸念される課題及びその対応方針

○ 校舎間の移動の負担軽減について

庄内農業高校と加茂水産高校は、鶴岡中央高校からそれぞれ約10km離れた所に位置しており、生徒及び教員が校舎間を移動するための時間と労力の負担が生じること

となる。この軽減のために、例えば実習科目は特定の曜日に集中的に実施するなど時間割の工夫により、移動の頻度をできるだけ低くすることが必要となる。また、移動の手段としては、マイクロバス等での輸送を想定しており、運転業務の委託も合わせて検討していく。

○ 実習施設の維持・管理について

農業科及び水産科の実習では、動植物を扱っており、その維持・管理は、日常的な業務としてそれぞれの専門教科の教員に負っている。実習施設が本校舎と遠く離れた場合、これらの維持管理が難しくなるとの指摘がある。その対応方針として、一つには、生徒数の減少や専門分野の縮小に合わせて、実習施設等の整理を進める必要がある。併せて、配置する実習教員の人数、その勤務形態、実習施設の維持・管理の業務委託など、できるだけ教員の負担増とならない方策を検討していく。

(4) 鶴岡南高校山添校、鶴岡工業高校定時制、鶴岡南高校通信制の募集停止

① 再編整備の概要

- 鶴岡南高校山添校は平成 32 年度から募集を停止する。在校生はそれ以後も山添校の校舎で学び、平成 33 年度末で閉校とする。
- 鶴岡工業高校定時制は平成 34 年度から募集を停止する。在校生はそれ以後も鶴岡工業高校の校舎で学び、平成 36 年度末で閉課程とする。
- 鶴岡南高校通信制は平成 33 年度末で閉課程とし、その時点で在籍している生徒は本人の意思を確認した上で、平成 34 年度から庄内総合高校通信制に引き続き在籍することとなる。

② 背景となる考え方

- 鶴岡南高校山添校及び鶴岡工業高校定時制は、これまで田川地区の高校教育の中で大きな役割を果たしてきたと認識している。しかし、中学校卒業者数の減少や社会の変化とともに、いずれも近年は大幅な定員割れとなっている。「県立高校再編整備基本計画」では、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間で田川地区の県立高校の定員を 8 学級程度削減するとしており、充足率の極めて低い学校や課程を維持しつつ、比較的充足率の高い学校をこれ以上学級減することには、理解が得られないと考える。

③ 懸念される課題とその対応方針

○ 特別な支援を要する生徒への対応

分校及び定時制には、特別な支援を要する生徒や不登校傾向などの課題を抱えた生徒も在籍しており、募集を停止した場合、地区全体のこのような学習ニーズに応えることができなくなるのではないかとの指摘がある。これについては、このような生徒に対する教育はある特定の高校だけが担うべきものではなく、どの学校においても、指導体制の充実ときめ細かな指導実践を進めていく必要がある。その際、鶴岡南高校山添校や鶴岡工業高校定時制で培われたノウハウを身に付けた教員が異動先の勤務校で普及に努めるなどして、全ての教員の特別支援教育に対する理解を深めていく。

また、平成34年度に庄内総合高校に新たに設置される昼の時間帯の定時制（昼間定時制）と通信制は、このような教育ニーズに応えることを目的の一つとしていることを、立ち上げに向けた具体的な取組みに合わせて、中学生や保護者に対しての周知に努めていく。

(5) 鶴岡工業高校全日制の単科型専門高校としての維持

① 背景となる考え方

- 鶴岡工業高校全日制は、「県立高校再編整備基本計画」の初年度である平成27年度に1学級減となり、5学科構成となった。「山形県産業教育審議会答申」を踏まえ、当面は、西学区における工業の6分野を学べる単科型専門高校として維持する。ものづくり技術の進展や地域産業の多様なニーズに対応できるよう、学科、コース、選択科目等により、各専門分野の実践的な知識・技術が習得できる教育課程を編成し、将来のスペシャリストとして活躍する人材を育成する。

② 懸念される課題とその対応方針

○ 老朽化校舎への対応

鶴岡工業高校の校舎は、多くが築30年を超え、管理教室棟が平成32年に築51年を迎えるなど、老朽化が進んでいる状態にあるため、平成31年度に策定予定の「県立学校施設長寿命化計画」等を踏まえて、校舎の改修・整備を検討していく。

Ⅲ 今後の進め方

庄内中高一貫校（仮称）の開校については、今後、教育目標や内容等に関する教育基本計画策定委員会を設置し、教育目標、教育課程の特色、校舎整備等について検討する。その後、教育基本計画に基づき、教育課程の編成や校舎の設計・改修等、開校に向けた具体的な準備作業を進める。

庄内総合高校への定時制・通信制の設置については、平成30年5月に教育基本計画策定委員会を設置し、平成31年3月に教育基本計画を策定した。今後は、教育基本計画に基づき、教育課程の編成や校舎の設計・建設等、具体的な準備作業を進める。

鶴岡中央高校、加茂水産高校及び庄内農業高校の統合校については、早期に校舎制についての検討を進めた後、教育基本計画策定委員会を設置し、開校に向けた準備作業を進める。

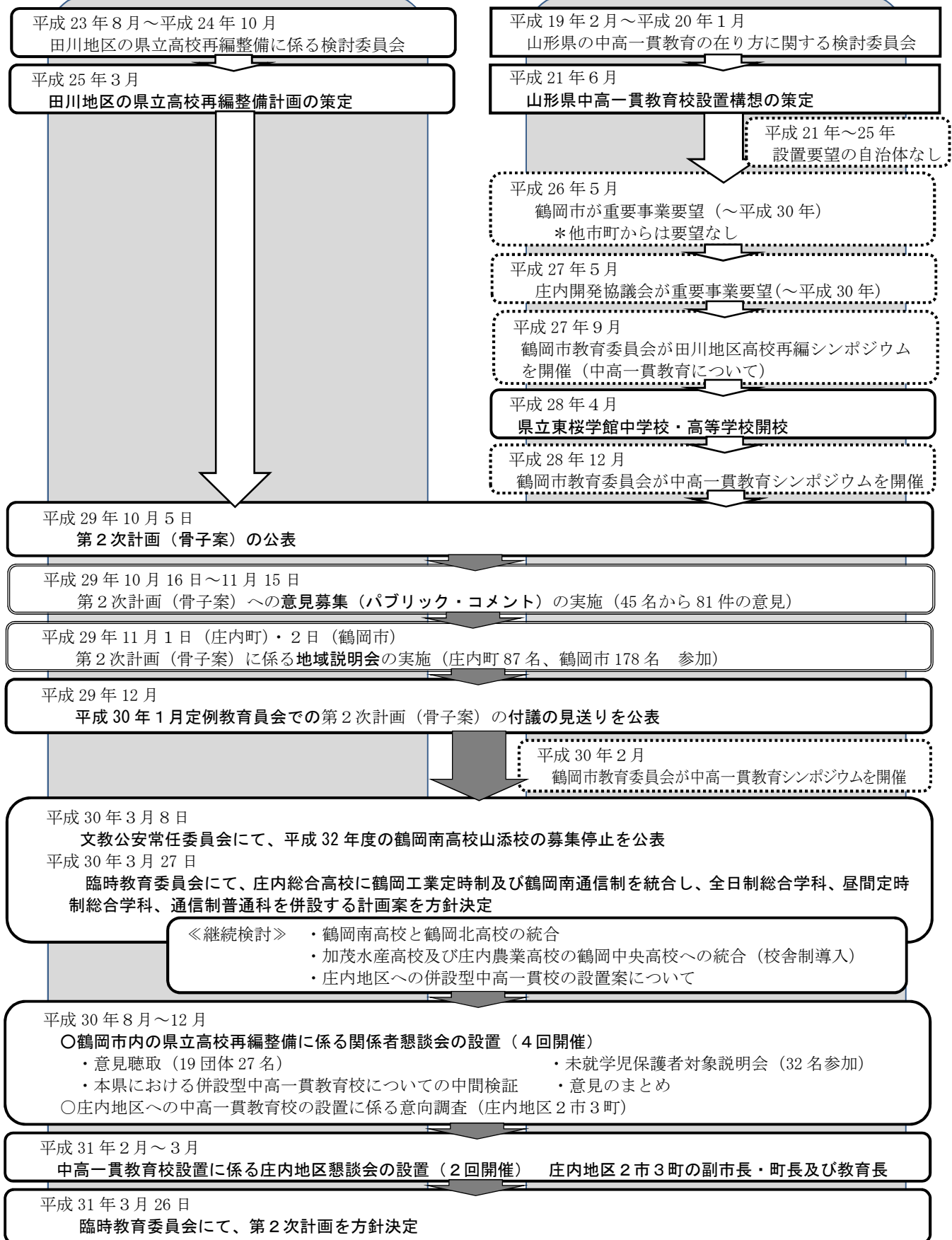
（資料8）「第2次計画」の年度ごと取組みの概念図

年度		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
新しい学校づくり	庄内中高一貫校（仮称）		教育基本計画の策定	開校整備委員会			開校準備委員会	中高一貫校の開校	
	庄内総合高校	教育基本計画の策定	開校整備委員会		開校準備委員会	庄内総合開校定通の新設			
	鶴岡中央、庄内農業、加茂水産の統合校		校舎制等に関する検討			校舎制による新高校の開校準備			
学級減対象校	鶴岡北	鶴岡中央（総）	山添校 募集停止		庄内総合 鶴岡工（定） 募集停止 （閉校）	加茂水産	鶴岡南（普）	（閉課程）	

<参考> 田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯

【県立高校再編整備に係る主な経緯】

【中高一貫教育校の設置検討に係る主な経緯】



<お問い合わせ>

山形県教育庁高校教育課高校改革推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1

TEL 023 (630) 2493 FAX 023 (630) 2774

E-Mail ykokokaikaku@pref.yamagata.jp

※ 田川地区の県立高校の再編整備に関する情報については、
県ホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/>

第2回中高一貫教育校設置に係る庄内地区懇談会 記録（概要）

- 1 日 時 平成31年3月18日（月）18:30～19:30
- 2 会 場 庄内総合支庁 第1号会議室及び第2号会議室
- 3 参加者 庄内地区2市3町の代表者
- ・鶴岡市 山口 朗 副市長、加藤 忍 市教育委員会教育長
 - ・酒田市 矢口明子 副市長、村上幸太郎 市教育委員会教育長
 - ・三川町 石川 稔 副町長、鈴木 孝純 町教育委員会教育長
 - ・庄内町 阿部金彦 副町長、菅原 正志 町教育委員会教育長
 - ・遊佐町 本宮茂樹 副町長、那須 栄一 町教育委員会教育長
- 事務局 廣瀬県教育委員会教育長（座長）
須貝高校改革推進室長、伊藤高校改革推進室室長補佐
奥山高校改革主査、丹野高校改革主査、安達高校改革主査
- 4 内 容
- (1) 県教育委員会あいさつ
 - (2) 第1回懇談会での論点に対する県教育委員会としての考え方、対応案の説明
 - (3) 意見交換
- 5 発言要旨
- (2) 第1回懇談会での論点に対する県教育委員会としての考え方、対応案の説明
＜高校改革推進室長による説明＞

【質疑応答】

（遊佐町教育長）

県教育委員会の見解において、本県の中高一貫教育校の設置が遅れている現状が数字として出てきているわけであるが、これからの中等教育、初等教育の在り方について、子どもたちの新しい学びの場を確保していく必要性については、本町としても異義を唱えるものではない。先般の東南置賜の再編整備計画の中で、置賜地区への中高一貫教育校の設置については、具体的な言及がなかったと思う。鶴岡市を拠点とする中高一貫教育校の必要性は時代の要請によるものあるだろうが、課題については、解決策を見いだしながらより良い学びの場を作っていくことは大事だと思う。酒田市にも将来的には中高一貫教育校の設置について、否定するものではないとのことであるようなので、鶴岡市に中高一貫教育校ができるということのみならず、大変有意義なシステムの学校だとすれば、置賜地区、山形市内も含めて、全県的な将来展望はどうなっているのか、教えていただきたい。

（高校改革推進室長）

平成21年の「山形県中高一貫教育校設置構想」において、併設型中高一貫教育校の設置等について方針を示している。その中では、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、取組み等を検証した上で、県内4地区への設置を検討するとある。この設置構想の方針にしたがって、内陸地区のモデル校として、東桜学館が平成28年に開校した。庄

内地区にも間をおかずに、モデル校を設置したいということで、この議論をしている。置賜地区においては、検討委員会や地域説明会を開催し、東南置賜地区の県立高校再編整備計画案を公表した。その検討会などにおいて、東南置賜地区にも中高一貫教育校を設置して欲しいという意見もあった。設置構想にある内陸、庄内へのモデル校の設置ができていない状況であるので、東南置賜地区の計画案には、具体的な案を示していないところであるが、今後検討すべき課題として地元自治体の要望等を踏まえながら検討していくとしている。

(酒田市副市長)

全国の中高一貫教育校の数は、国公立合わせて543校とあるが、その多くは私立の学校である。公立だけであると124校ということで、人口比で考えると山形県の1、2校というのはそんなに遅れているわけではない。鶴岡中央高校という対案を考えたときに、中学校の入学者を安定的に確保できるか、高校段階での流出も予想されるということであったが、東桜学館ではどうなのか。また、東桜学館において入学者を安定的に確保でき、高校段階での流出もないとすれば、東桜学館と鶴岡中央高校とでは何が違うのか。

(高校改革推進室長)

東桜学館中学校の入学者を安定的に確保できているかについては、若干倍率は低下傾向にあるものの2倍を超えているので、安定的に確保できていると言える。高校段階での流出については、99名中97名が進学する状況になっている。鶴岡中央高校は、総合学科と普通科が半分で、高校の倍率が1倍を割るときもあることと、地理的に鶴岡市内に複数の高校があり、選択しやすい状況にある。そのため、高校段階で違う高校に行くことが容易であることが予想される。東桜学館の場合は、近隣にそういった高校がない状況である。

(酒田市副市長)

庄内地区とは、状況が異なるのだと考えたところである。

(遊佐町副町長)

庄内のどのエリアからも通学しやすい場所が望ましいという意見は、北庄内からの通学距離が長いということからきているのであるが、東桜学館には、最上、置賜エリアからも一定数の入学者がいるのか。

(高校改革推進室長)

東桜学館の場合、最上地区からの一定数入学者がいる。置賜地区は入学者はいるが、数は少ない。庄内からもいるが、一家転住などにより、庄内から通学はしていない。

(3) 意見交換

(鶴岡市副市長)

前回の懇談会の論点を丁寧に整理してあり、県教育委員会の見解についても良くまとまっていると思う。前回の内容では、県教育委員会の設置案に賛同する意見が多くあったと見ており、懇談会の開催によって理解が深まっている。地域から期待感も高まってきていると理解している。3月13日の定例教育委員会において、庄内地区への中高一

貫教育校の設置について協議が行われ、教育委員も現在の計画案のとおり、速やかに実施すべきとの意見が多数であったということであった。本市としては、今後の進め方について、県教育委員会の適切な判断をいただいたと受け止めている。また、地域のニーズに応じて、中高一貫教育校を選択できる環境を整備することは、将来を担う人材育成、地域の発展につながるものと期待しているところである。

(酒田市副市長)

東桜学館の場合は、近隣小中学校への影響は限定的であるだろうが、庄内地区の場合にはかなり条件が異なるものとの印象を受ける。酒田市としては、市長も言っているとおり、鶴岡市と酒田市が対等に発展してきた、切磋琢磨してきたという中で、鶴岡市に特別な学校を作るということは、北庄内に対する影響は大きい。あくまで反対であるが、県が決めることであり、どうしてもやるということであれば、北庄内、酒田市に対する配慮をいただきたい。探究科を酒田東高校に設置したとのことであったが、探究科は他の高校にもある。酒田光陵の工業科を減らさないで欲しかったわけだが、学級減になり、バランスを考えたときに、鶴岡市に特別な学校を作るとなれば、庄内地区におけるこれまでの物事の進め方、市民感情もあるので、酒田市にも何らかの特別な、地域の希望に合った配慮を願いたい。中高一貫教育の提言は20年ほど前のもので、今の教育のトレンドは、それぞれの学校でリーダー育成、探究型学習、アクティブ・ラーニングをすることであると認識している。こういったことを、小中学校においても推進していくが、高校においても進めていただきたい。中高一貫教育校は選択肢の一つであるので、目的に向かってその他のやるべきことも進めていっていただきたい。

(三川町副町長)

中高一貫教育校の設置は意義あるものと、どの自治体からもあったことも踏まえて、具現化するためには、田川地区の県立高校再編整備計画の中で進めることが現実的であることから、県教育委員会の案に賛成である。

(庄内町副町長)

前回の論点を整理した上での県教育委員会の見解については、理解をして賛同したい。これまでも設置の意義については、皆さん認めているわけであり、一部懸念はあるものの、これまでの検討内容などを踏まえて、一定の方向性を確定していくべきである。このようなことから、庄内町としては、積極的に進めて欲しいと考える。

(遊佐町副町長)

田川地区の高校再編の枠を超えて、庄内一本での小中高等学校での教育や、地域作りの視点などの部分で議論が進んでいるのであればそれにこしたことはない。田川地区の再編整備であるという枠組みがある中で、前回や今回出されたいろいろな課題について、県教育委員会の見解において、説明、方針が示されているが、県教育委員会としても広く一般市民に周知されているわけでない認識されているわけなので、具体的な検討を進める過程で、地域全体の声を聞いていってほしい。田川地区の高校再編という枠組みの中で、田川地区の関係者だけに説明をするのではなく、庄内全域で具体的な学校像に対する説明、中高一貫教育校の必要性も含めて説明していただきたいと思う。

(鶴岡市教育長)

前回も中高一貫教育校の設置が遅れることに対する不安を申し上げたが、先日公表された県立高校再編整備基本計画において、平成34年度に鶴岡南高校山添校が閉校、平成35年度に加茂水産高校、平成36年に鶴岡南高校が学級減になるという案が出された。平成36年度に中高一貫教育校ができれば良いが、そうならなかったときに、鶴岡南高校4学級、鶴岡北高校3学級と、2つの進学校がそれぞれ小規模になって、センター試験の理科などの選択が厳しくなる恐れもある。ぜひ、計画通り進めて欲しい。遅れるのであれば、鶴岡南高校の学級減を先延ばしにして欲しいとも思うが、平成36年度まではあと5年あるので、計画通りに進めていただきたい。

鶴岡市も併設型中高一貫教育校の先進校視察を何校か行っているが、通学距離・時間について、仙台二華や東桜学館において、どうしてもこの学校に入り勉強したいという強い志のある子ども達であれば、60分を超えて、90分ぐらいかけて通学している子どももいたようであった。それが良いか悪いかは別の問題として、強い思いをもって通学している生徒がいるということである。遊佐町や酒田市から通う場合には、乗り継ぎなど、JRへの要望活動ができないか検討してはどうかと思う。

(酒田市教育長)

これまでの発言、要点、論点を整理していただき、感謝したい。県教育委員会から出された見解とは直接関係はないが、私が思っていることは、3月13日の県教育委員会において、県の考え方を議論し、ここまで来ている動きは、大切な動きだと思う。なぜかという、本市の場合は、高校を考えている部署と義務教育を管轄する部署とで一定の役割分担をしており、市長が判断する際は、教育委員会の意見は大切だと受け止められているのだけれども、一参考意見として扱われる。その他の参考として、酒田市の場合でいうと、議会の意見、県からも説明していただいた懇談会、つまり市民の意見も聞いている。それをもとに、市長が総合的に判断して、一つの見解を述べている。非常に政治的な部分も持っている。議会、市民などの意見をもとに、意思表示をしているのであり、いろいろな人から関心をもってもらい、理解してもらおうというプロセスにおいては非常に大切なことである。前回、酒田市教育委員会の意見としてまとめたものを述べた。「意義については選択肢が増えることには意味がある」「再編問題とは切り離して欲しい」という意見が多かった。今回、県教育委員会の見解において、それに対してきちんと返答していただいた。私は、これをとてもありがたいと思う。ここまで答えていただいたので、教育委員会にしっかり伝えていくことが大事だと考える。今の教育委員会は、教育長がトップであるが、チェック機能を果たす役割もあるとも言われている。私は、県からの回答をいただいたので、たとえば、なぜ再編と本質的には別であるが、一緒に考えないといけないのかということについて、きちんとした説明があるわけであるので、しっかりと教育委員会に伝えたいと思う。そして、私たちがやるべきことは、市長サイドから言えば、市長は今日の内容を初めて聞いているわけであるから、しっかり伝えるということだと思う。市長の判断は、今後また下されるかもしれないが、このように議論の内容を深めていくというところに非常に意義があると思う。県の考え方は今日よくわかったので、これを受け止めてしっかり広く伝わるようにしていきたい。市長の判断はわからないが、今回このような議論を行ったということについて、新聞報道よりも随分詳しいので、市民や義務教育の保護者に、何とか伝える活動をする使命を私はもっていると思っている。そこでまた意見が出た場合には、内部でも話をするが、一定程度ま

とまったら、県教育委員会にも伝えていきたい。今回は、県教育委員会にはまず感謝申し上げたいところであり、情報の豊富な道路を作ってやりとりするというのを、やっていかなければならないと思う。難しい問題であるけれども、中高一貫教育校の設置の意義について、市民や教育委員の方からも賛同する意見があった。教育の発展のため、庄内として発展していくためには、どういう在り方が良いのかということについて、しっかりパイプ役になって伝えていく、聞いていくとさせていただきたい。

(三川町教育長)

県教育委員会の見解は良くまとまっている。これまでの県教育委員会から出された資料を読んでも、平成9年の中央教育審議会の第二次答申を受けて、中高一貫教育について県が取り組んできた歴史的なものも全て網羅している。東桜学館の成果を見てからといったことがあったが、東桜学館を訪問させてもらい、いろいろと話を聞いてきた。首都圏の多くの中高一貫教育校は、カリキュラムの一貫でいかに大学入試に向かうかに主眼が置かれているが、東桜学館の場合は、6年間を通しての探究型学習、体験学習など、人間教育の素晴らしい取組みが行われている。こういう理想的な中高一貫教育の中で育った子どもたちの飛躍に大いに期待している。

庄内の中高一貫教育校に関しては、今までいろいろな議論がなされ、あとはこのまま平行線を辿るだけだろうと思う。意見は出尽くしたと思う。私は県の案に沿った形で早く進めてほしいと思う。

我々教育関係者は、東京都品川区のように小中一貫教育にももっと目を向け、高校につながる教育も考えなければならないと思う。今回を機に、特色ある初等中等教育をどのように展開していくべきか、中高一貫教育と平行して、小中一貫教育の在り方もさらに考えていくべきではないかと思う。

(庄内町教育長)

県教育委員会の見解は、非常に論点が整理されておりわかりやすいので、持ち帰り、教育委員や町民の皆さんに見ていただこうと思う。私から3点話をさせていただきたい。

1点目として、先日、教育委員で中高一貫教育校の設置について話をしたところ、選択肢が増えることに概ね賛成ということであった。庄内町は庄内地区の真ん中にあるので、高校進学については飽海地区、田川地区ともにちょうど半分である。加えて、庄内総合高校に定時、通信が併設されるということで、選択肢が増える恩恵を受けているのは、庄内町が一番だろうと思う。他の自治体は、こういった状況とは違うだろうが、ぜひ、この案で進めて欲しいと思う。

2点目としては、勉強する子どもにとって一番良い方法は何かということである。現在の小学校1年生あたりがこれに該当してくるのだろうが、その保護者が不安になっている。自分の子どもが中学生になるときにどうなるのかわからないわけである。現場の教員も疑心暗鬼になっている。その不安をどうやって払拭していくかがとても大事である。

そういう意味で3点目としては、中高一貫教育校の設置の判断を遅らせることのデメリットはあるのではないかと思う。長引けば長引くほど、不安は増幅する。あらぬ噂が出てきたり、誤解が生まれやすくなる。何年度にこうすると決めないとなかなか納得できないところである。こういう計画でやりますと決定したら、中身をこうするというのをじっくり保護者や教員に説明していく必要があると思う。

(遊佐町教育長)

遊佐町は、鶴岡市から一番遠いので、保護者がそこまで意識がないというのが基本的なスタンスだと思う。県教育委員会からは、いよいよ方針が定まって動くことになれば、準備の段階において、ぜひ遊佐町でも手厚く説明をしていただきたい。

鶴岡市に中高一貫教育校ができたからこれで終わりではなく、小中一貫という話もあったが、全ての高校も含めて、どの学校もみんな良くなっていくのだという思いで、若い保護者の期待に応えていただきたい。

少子化が進む中で、新校開校には課題もあるわけだが、酒田市にも中高一貫教育校を作ってはどうか。全ての学校が良い学校だと言ってもらえるように、みんなで作っていききたい。

議第 2 号

山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
彫刻の部	木造男神像	1	總宮神社	長井市横町14番24号
	木造女神像	1	同 上	同 上

提 案 理 由

木造男神像及び木造女神像を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成31年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会

教育長 廣瀬 渉 殿

山形県文化財保護審議会

会長 伊藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定並びに県指定名勝及び県指定天然記念物の指定解除
について（答申）

平成31年3月11日付け文生第1628号で諮問ありましたこのことについて、
当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種別	名称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造男神像	1	總宮神社	長井市横町14番24号
	木造女神像	1	同上	同上

意見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

第2号 県指定名勝の指定解除

名称	所在地	所有者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目13番地 内の指定地の一部	仲野 百合子	神奈川県横浜市瀬谷 区五貫目町10番地40

意見 山形県指定名勝の指定地の一部を指定解除することが適当である。

第3号 県指定天然記念物の指定解除

名称	員数	所有者	所有者の住所
釜ノ越サクラ	1	西置賜郡白鷹町蚕桑財 産区	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833 番地

意見 山形県指定天然記念物の指定を解除することが適当である。

県指定文化財の概要

種 別	有形文化財（彫刻の部）																						
名 称	木造男神像	員 数	1 軀																				
所在地	長井市横町 14 番 24 号																						
所有者	總宮神社																						
特 色	<p>(法 量)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">像高</td> <td style="width: 25%;">45.7 cm</td> <td style="width: 25%;">冠際高</td> <td style="width: 25%;">35.0cm</td> <td style="width: 20%;">頂 - 顎</td> </tr> <tr> <td>面長</td> <td>7.7 cm</td> <td>面幅</td> <td>7.7 cm</td> <td>耳張</td> </tr> <tr> <td>面奥</td> <td>11.6 cm</td> <td>胸厚 (中央)</td> <td>10.5 cm</td> <td>拱手奥</td> </tr> <tr> <td>坐奥</td> <td>15.1 cm</td> <td>肘張</td> <td>19.3 cm</td> <td>膝張(現状)</td> </tr> </table> <p>(形 状)</p> <p>幘頭冠を被る。瞋目。彫眼。眉根に瘤を表す。閉口。口元を強く結ぶ。鼻翼を吊り上げ、鼻孔を穿つ。耳は耳輪を太くし、C字形に表す。襟を立てた長袖の衣をつけ、拱手し、笏をとる（現状、笏を差し込んだ孔の前方が欠損する。笏の孔は現状幅2.0cm×深2.3mm×奥1.6mm）。裙を着けて跣坐する。</p> <p>(構 造)</p> <p>一木丸彫り。針葉樹。カヤ材か。彩色。彫眼。冠、髪は黒漆塗り。眉は墨、唇・鼻孔は朱彩。目の血走りは朱彩、瞳は墨。衣は胡粉下地に朱彩。現状の彩色は後補か。</p> <p>(特 色)</p> <p>本像の幘頭冠の形は髪を包む部分がやや高いものの京都・松尾大社男神像2軀の幘頭冠に似る。また厳しい表情を表す神像は平安時代前期9世紀から半ば、10世紀頃までに見られる。さらに神像で一木から彫出した体幹部より両脚部を突出させて表すものも平安時代後期には見られなくなる特徴である。</p>			像高	45.7 cm	冠際高	35.0cm	頂 - 顎	面長	7.7 cm	面幅	7.7 cm	耳張	面奥	11.6 cm	胸厚 (中央)	10.5 cm	拱手奥	坐奥	15.1 cm	肘張	19.3 cm	膝張(現状)
像高	45.7 cm	冠際高	35.0cm	頂 - 顎																			
面長	7.7 cm	面幅	7.7 cm	耳張																			
面奥	11.6 cm	胸厚 (中央)	10.5 cm	拱手奥																			
坐奥	15.1 cm	肘張	19.3 cm	膝張(現状)																			
指定の意義	<p>本像は平安時代中期、10世紀頃の制作と考えられるものです。この時期に、長井には男神女神像を祀る神社が存在したことになり、總宮神社男神女神像は中央での神像の成立以後、神祇政策や社会状況により地方に伝播し地方豪族の神社の祭神として造立された神像の貴重な遺品の一例とすることができます。</p> <p>髪を包む部分や頭を覆う部分は布の柔らかさがうまく表現され、面相の微妙な肉付けや背面に上衣のたくし込みを表現するなど神経の行き届いた優れた作風を示すものです。</p> <p>これらの点から県指定とする意義のある作品であるといえます。</p>																						



正面



背面



左側面



右側面



県指定文化財の概要

種 別	有形文化財（彫刻の部）														
名 称	木造女神像	員 数	1 軀												
所在地	長井市横町 14 番 24 号														
所有者	總宮神社														
特 色	<p>(法 量)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">像高</td> <td style="width: 25%;">34.4 cm</td> <td style="width: 25%;">冠際高</td> <td style="width: 25%;">29.7cm 頂 - 顎</td> </tr> <tr> <td>面長</td> <td>8.1 cm</td> <td>面幅</td> <td>6.7 cm 髪張</td> </tr> <tr> <td>拱手奥（現状）</td> <td>9.7 cm</td> <td>右膝奥（現状）</td> <td>12.3 cm</td> </tr> </table> <p>(形 状)</p> <p>髪を両肩に垂らす。目を見開き、吊り上げる。閉口。顎に肉割れを表し、二道を刻む。胸を肌けて、長袖の內衣及び上着をつけて拱手する。腹部に上着のたくしを表す。裙を着けて跣坐する。</p> <p>(構 造)</p> <p>一木造。彩色。彫眼。 現状体前面を残してほぼ朽損して体部を欠損する。木心を体内後方に含んでいたか。 木心部から朽損した結果、現状の欠損形となったか、または男神像が像前方すぐに木心を外すことを考慮すると、同一材から彫出したか。材は男神像と同一と思われる。現状の彩色は後補か。</p> <p>(特 色)</p> <p>虫食い、朽損が著しく、背面の造形が失われているが、下膨れの面相と伏し目がちな目の形は、10世紀の仏像の様式に通ずる。 胸を大きく開けて衣をまとう形式は、金勝寺・女神像（9～10c）に見られる。また、首に仏像の三道を刻むものは松尾大社女神像（9c）に見られ、仏像形式を引用した神仏習合表現として初期の神像に見られるものである。</p>			像高	34.4 cm	冠際高	29.7cm 頂 - 顎	面長	8.1 cm	面幅	6.7 cm 髪張	拱手奥（現状）	9.7 cm	右膝奥（現状）	12.3 cm
像高	34.4 cm	冠際高	29.7cm 頂 - 顎												
面長	8.1 cm	面幅	6.7 cm 髪張												
拱手奥（現状）	9.7 cm	右膝奥（現状）	12.3 cm												
指定の意義	<p>本像は主祭神の男神像と一具の10世紀（平安時代中期）頃の造像と推定されます。この時期に、長井には男女神像を祀る神社が存在したことになり、總宮神社男女神像は中央での神像の成立以後、神祇政策や社会状況により地方に伝播し地方豪族の神社の祭神として造立された神像の貴重な遺品の一例とすることができます。</p> <p>これらの点から県指定とする意義のある作品であるといえます。</p>														



正面



背面

第1章 総則

第2章 県指定有形文化財

（指定）

- 第4条** 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

- 第5条** 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定）

- 第31条** 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定史跡、山形県指定名勝又は山形県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 前項の規定により指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

（解除）

- 第32条** 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。

（標識等の設置）

- 第33条** 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第36条で準用する第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

- 第34条** 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合又は第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じょう）等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

議第 3 号 の 1

山形県文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について

山形県文化財保護条例（昭和 30 年 8 月県条例第 27 号）第 32 条第 1 項の規定により、次の山形県指定名勝の指定を解除する。

名 称	所 在 地	所 有 者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目 13 番地内の指定地の一部	仲野 百合子	神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町 10 番地 40

提 案 理 由

山形県指定名勝仲野半四郎氏庭園の西側一部が県道拡幅工事区域にかかることから指定を解除するため提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

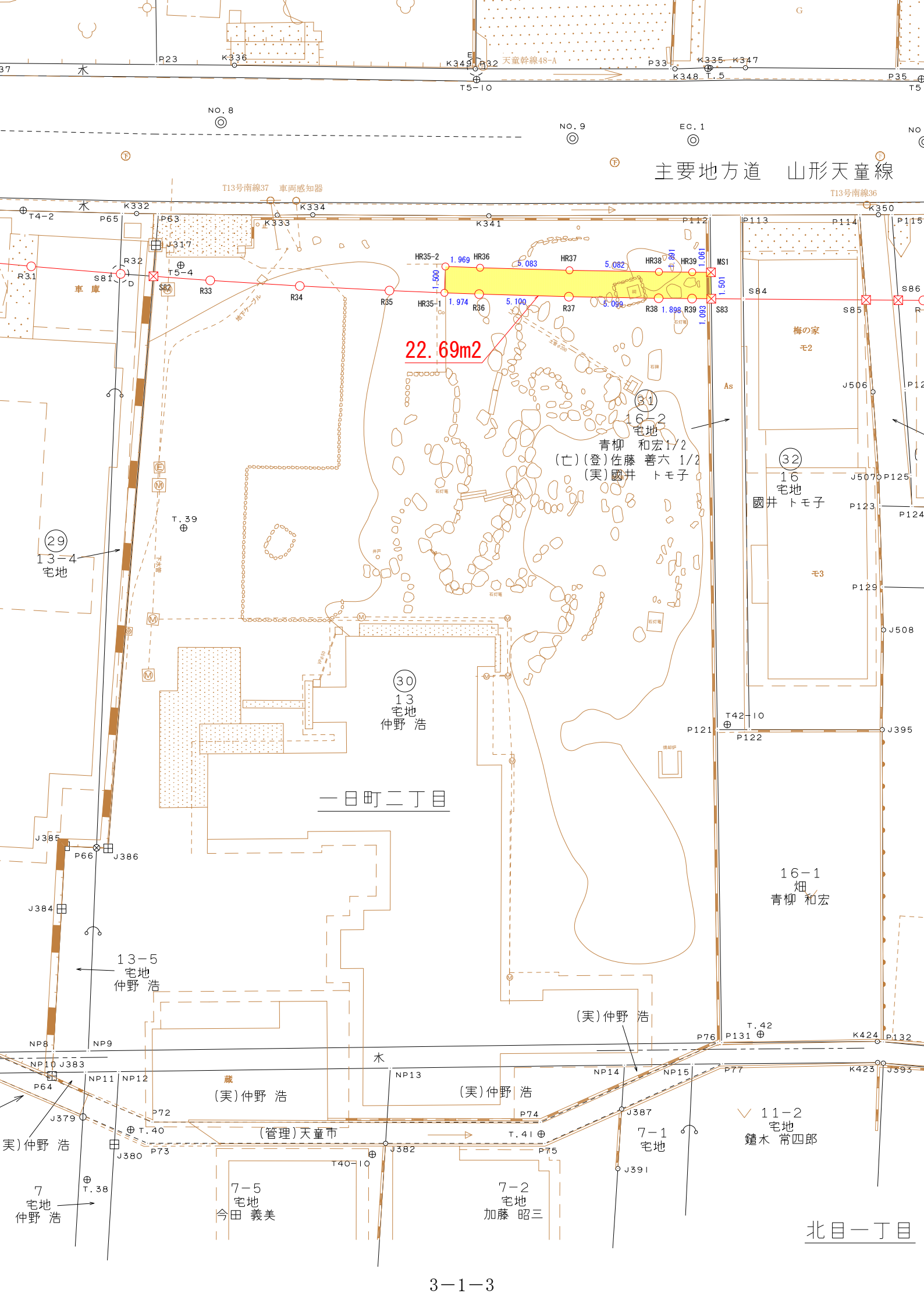
教育長 廣 瀬 渉

仲野半四郎氏庭園

(なかのはんしろうしていえん)



名称（事業名）	仲野半四郎氏庭園
ふりがな	なかのはんしろうしていえん
指定区分	県指定文化財 名勝
指定年月日	平成21（2009）年 12月 4日
所在地（市町村）	天童市一日町二丁目4-43
所有者（実施団体名）	個人
概要 （活動状況等）	<p>庭園の構成は主屋の北側に位置し、庭の北側に高さ1mの築山、築山の南と西裾に池を設置する池泉鑑賞式庭園で、借景は舞鶴山である。明治20～30年に8代目仲野半四郎によって作庭され、大正・昭和に一部改修されている。借景に舞鶴山を取り入れたため、当園は屋敷の北に配置されており、構成として「築山」「池」「石」がコンパクトにまとまっている。山石ではなく川原石を使うという山形の特徴が出ており、とろとろの自然石、雪見灯籠を使用することも山形の特徴である。全国の近代個人庭園の中で、作庭時期・意図を明確にする碑文が存在する稀有な例であり、作庭からの変遷が古写真などにより明確になる数少ない例として、また、かつて、文化の中心であった豪農が作庭した、時代性・地域性を表すものとして貴重である。</p>
問い合わせ先	公開の有無：無



主要地方道 山形天童線

22.69m²

青柳 和宏 1/2
 (亡)佐藤 善六 1/2
 (実)國井 トモ子

30
 13
 宅地
 仲野 浩

一日町二丁目

16-1
 畑
 青柳 和宏

11-2
 宅地
 鎌木 常四郎

北目一丁目

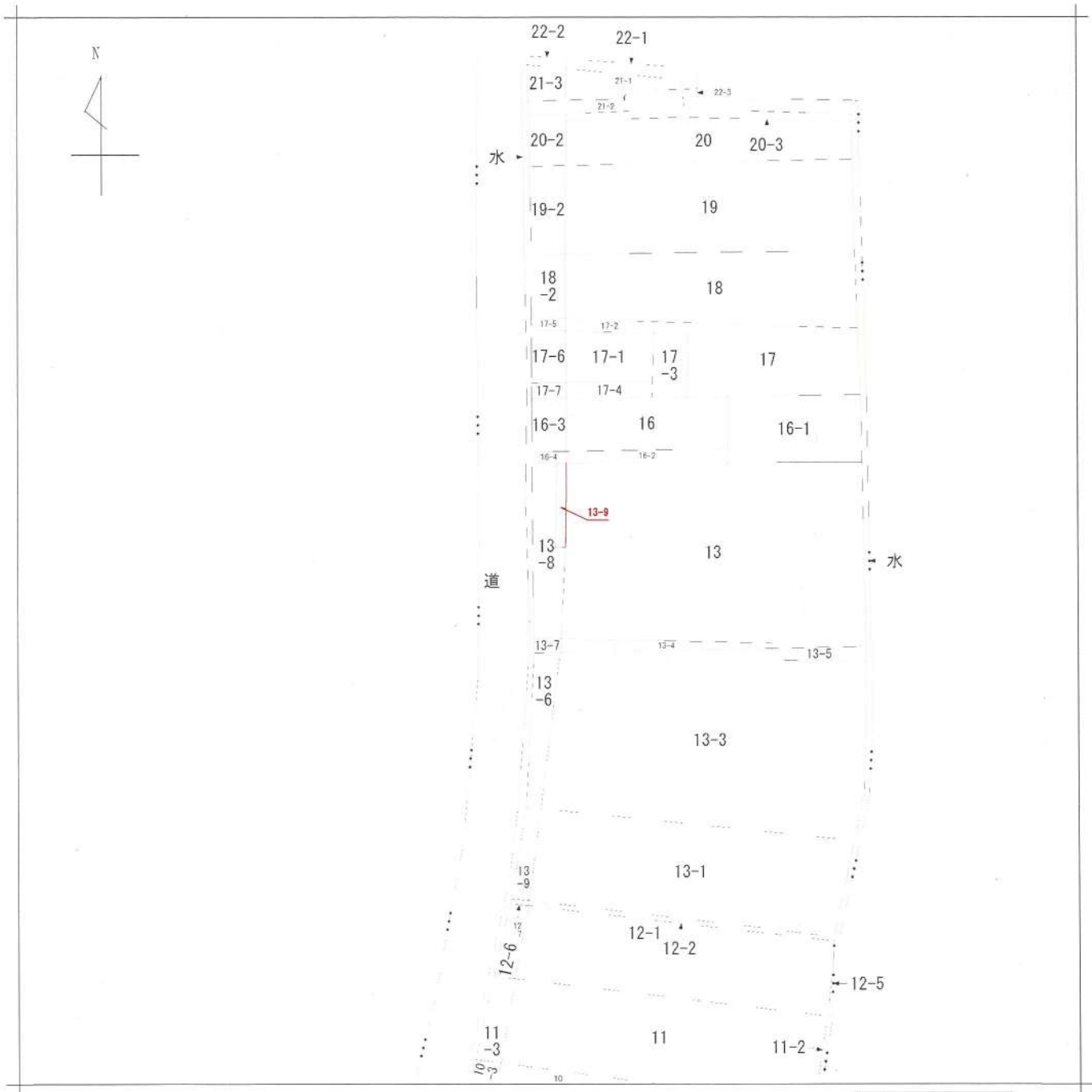
座標面積計算書

現場名：平成15年度 3・4・207山形老野森線地方特定道路整備事業(街路)用地調査等

大区符号No： 地番名：(B)13-9

点名	Xn	Yn	距離	方向角	測角	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1	Yn*(Xn+1-Xn-1)	Xn*(Yn+1-Yn-1)
HR35-1	-183400.310	-40088.035	1.500	272° 10' 40"	270° 05' 16"	-1.916	-1.571	76808.675060	288121.887010
HR35-2	-183400.253	-40089.534	1.969	2° 05' 43"	269° 55' 03"	2.025	-1.427	-81181.306350	261712.161031
HR36	-183398.285	-40089.462	5.083	1° 38' 05"	179° 32' 22"	7.049	0.217	-282590.617638	-39797.427845
HR37	-183393.204	-40089.317	5.082	1° 00' 12"	179° 22' 07"	10.163	0.234	-407427.728671	-42914.009736
HR38	-183388.122	-40089.228	1.891	0° 34' 32"	179° 34' 20"	6.973	0.108	-279542.186844	-19805.917176
HR39	-183386.231	-40089.209	1.061	0° 25' 55"	179° 51' 23"	2.952	0.027	-118343.344968	-4951.428237
MS1	-183385.170	-40089.201	1.501	89° 11' 54"	268° 45' 59"	1.082	1.509	-43376.515482	-276728.221530
S83	-183385.149	-40087.700	1.093	180° 28' 18"	271° 16' 24"	-1.072	1.492	42974.014400	-273610.642308
R. 39	-183386.242	-40087.709	1.898	180° 34' 25"	180° 06' 07"	-2.991	-0.028	119902.337619	5134.814776
R. 38	-183388.140	-40087.728	5.099	181° 00' 00"	180° 25' 35"	-6.997	-0.108	280493.832816	19805.919120
R. 37	-183393.239	-40087.817	5.100	181° 38' 26"	180° 38' 26"	-10.197	-0.235	408775.469949	43097.411165
R. 36	-183398.337	-40087.963	1.974	182° 05' 24"	180° 26' 58"	-7.071	-0.218	283461.986373	39980.837466

倍面積	45.383736
面積	22.6918680
坪	6.86



地番区域見出
一日町二丁目

請求部分	所在	天童市一日町二丁目			地番	13番8		
出力尺	1/600	精度分	座標系 番号は記	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	



議第 3 号 の 2

山形県文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について

山形県文化財保護条例（昭和 30 年 8 月県条例第 27 号）第 32 条第 1 項の規定により、次の山形県指定天然記念物の指定を解除する。

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
釜ノ越サクラ	1	西置賜郡白鷹町蚕桑財産区	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地

提 案 理 由

山形県指定天然記念物釜ノ越サクラについて、枯死により天然記念物の価値を失ったことから指定を解除するため提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

平成31年1月28日

山形県教育委員会 殿

西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

白鷹町蚕桑財産区管理者

白鷹町長 佐藤 誠 七



滅失き損等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種別名称	県指定天然記念物 釜ノ越サクラ
滅失、き損、衰亡、亡失、盗難、(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時・場所及び当時の管理状況	<p>日時：平成30年5月枯死</p> <p>場所：西置賜郡白鷹町大字高玉地内（釜の越公園内）</p> <p>管理状況：[H24~28] 専門業者に依頼し樹勢回復作業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■活力剤灌注、散布 ■肥料「土力」の使用 ■不定根誘引と土壌分析の実施 ■鶯の食害防止装置の採用 ■枯枝落下防止ワイヤーロープ設置 ■除草、夏季灌水 など <p>[H29] 5月、樹木医に依頼し状況を確認。「2か所発芽が見られるが、根系部からの水分補給が回復せず、樹体のエネルギーのみで萌芽しているため、いずれは枯損する。翌年、葉をつけなければ枯死と判断される。」との診断。</p> <p>6月 強風で発芽部分が枝折れし絶望的となる。</p> <p>[H30] 5月、発芽が確認されず、枯死と判断。</p> <p>*保存会が樹勢回復に努めてきたが、功を奏せず衰弱の一途をたどった。</p>
滅失、き損等の原因	樹齢800年と言われる老木であり、衰弱の原因は不明。
県指定有形文化財・県指定有形民俗文化財がき損した場合は、その箇所及び程度	桜の木全体の枯死。平成30年度においては、花芽、葉ともにひとつもつけなかった。
県指定史跡名勝天然記念物がき損した場合はその保存上受ける影響	置賜桜回廊の古典桜のひとつとしての名称使用ができなくなるが、釜ノ越サクラの周辺には二世木他の桜が美しく育っており、桜まつりの開催は引き続き可能である。若干の観光客の減少は考えられるが、20~30年前から育成に取り組んでいた釜ノ越サクラの分身の桜を同公園内へ移植し、新たな桜による地域づくり活動を計画している。

釜の越桜 確認状況報告書

平成 30 年 3 月 1 日

樹木医 三森和裕

釜の越桜の状態を目視によって確認した状況を報告します。

1 確認日：平成 29 年 5 月 17 日（水）

2 同行者：白鷹町教育委員会 齋藤久美子氏

3 現状と確認の要点：①釜の越桜に回復力があるかどうか

①-1 釜の越桜の樹体及び幹部、枝部は腐朽が進み、表皮剥離の部分が多くみられる。

→腐朽の進行は早く、さらに根系からの水揚げが不良のため表皮部分の乾燥が進んでおり、さらに進行していくといえる。

①-2 展葉の部分は、極力少なく、高所の徒長枝に 1カ所、下部の徒長枝に 1カ所のみである。

→近年においては、徒長枝の伸長は見られ、それらを保全する対応も努力してきたということである。しかしながら、いずれは徒長枝が枯れてしまう現象があるということであった。樹体の一部健全部において徒長するが、根系部からの水分補給が循環せず、樹体のエネルギーのみで萌芽しているため、いずれは枯損するという状態がつづいているといえる。

①-3 根系のある地表部は、雑草に覆われ、また不陸が多い。

→平成 29 年においては、ほぼ枯損の状態において表面の除草や不陸整正、根系保護作業が未着手であったからだといえる。

これらの状況を勘案すると、樹体の大きさ（太さ・高さのボリューム表現）に比べ徒長枝の割合が極力少ないため、今後光合成などにより樹体が回復するのは難しいといえる。

②今後の対応や有効な対策

②-1 枯死状態のため、本樹体を活性化させることは難しい。

今後の対応は、①現樹木は伐採整理して二世木を移植して復活することが望ましい。

3 衰退の原因：直接診断、保全作業に関わった経験はないので歴史的な経緯も不明であるが、概観として把握していることを羅列すれば、

①農道のカット→根系保全のために、敷地内を通過する農道を廃道にすることで、踏圧防止、発根促進を促した。

②高接による発根促進→根の活性化を図るために高接を実施したが、台風などの風の影響で枝が折れて、途中で挫折した。

③根の追掘り調査と土壌改良、メネデール散布等による活性化促進を実施。

④民間業者の改良剤などの敷設や灌注作業にまとめられる。

これらの努力も功を奏せず衰弱の一途をたどったことは、残念である。普通であれば、古木の場合、基本の樹形が風圧や腐朽により崩れ衰弱が激しくなったとしても一気に枯れあがることはなく一定の生育をするものである。今回のように、急激に衰弱した原因は何なのかは不明である。

平成29年度 釜の越桜保護指導調査業務の実施について

県指定文化財「釜の越サクラ」の樹勢が衰えており、今春、花芽をつけない状況となったため、山形県緑推進機構職員より紹介いただいた樹木医三森和裕先生に保護指導調査業務を依頼した。

平成24年度から28年度までの5年間は、専門業者に依頼し、①土壌環境調査、②微生物資材「FC-51」のかん注及び散布、③高機能性堆肥「福ちゃん堆肥」の施肥等を行ってきた。

今後の対応を検討するにあたり、方針決定に必要な判断材料としての状況分析を依頼した。



◆5月17日 全景



◆唯一、生存が確認される枝。

◆切られた枝は、枝割れして育たなかった枝。

◆新芽が育たないのは、キノコの菌が全体にいきわたっているからかもしれない。



◆樹木医 三森和裕先生



◆太い枝が折れた後をコーティング処理した箇所。

◆不定根を確認するためには剥がさないとわからない。



◆空洞化しているため、隙間に栄養分のある土（福ちゃん堆肥）を埋め込んでいる。

（平成28年度実施。専門業者による。）

議第 4 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表総務課の項中「予算担当」を「予算担当、教育情報化推進担当」に改め、同表義務教育課の項中「義務教育担当」を「英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当」に改め、同表高校教育課の項中「職業教育担当」を「職業教育担当、入学者選抜改善担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「アスリート育成担当」を「アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当」に改める。

第 5 条第 23 号中「整備検討」を「導入推進」に改める。

第 11 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(15) 平成 32 年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会に関すること

第 11 条第 2 項中「に掲げる」を「及び第 15 号に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>第1条～第3条 一略一 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課名</th> <th style="width: 85%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、<u>義務教育担当</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当</td> </tr> <tr> <td>福利課</td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当</td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当	文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、 <u>義務教育担当</u>	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当	福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当	<p>第1条～第3条 一略一 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課名</th> <th style="width: 85%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、<u>教育情報化推進担当</u>、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td>文化財・生涯学習課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、<u>英語教育推進担当</u>、<u>学力育成担当</u>、<u>生徒指導担当</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、<u>入学者選抜改善担当</u></td> </tr> <tr> <td>福利課</td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、<u>スポーツプロジェクト担当</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、 <u>教育情報化推進担当</u> 、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当	文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、 <u>英語教育推進担当</u> 、 <u>学力育成担当</u> 、 <u>生徒指導担当</u>	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、 <u>入学者選抜改善担当</u>	福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、 <u>スポーツプロジェクト担当</u>
課名	係名																																				
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当																																				
教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当																																				
文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																				
義務教育課	経理担当、 <u>義務教育担当</u>																																				
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																				
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当																																				
福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当																																				
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当																																				
課名	係名																																				
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、 <u>教育情報化推進担当</u> 、学校施設担当																																				
教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当																																				
文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																				
義務教育課	経理担当、 <u>英語教育推進担当</u> 、 <u>学力育成担当</u> 、 <u>生徒指導担当</u>																																				
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																				
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、 <u>入学者選抜改善担当</u>																																				
福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当																																				
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、 <u>スポーツプロジェクト担当</u>																																				
<p>2 一略一 (総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(22) 一略一 (23) ICT環境の<u>整備検討</u>に関する事 (24)～(32) 一略一</p> <p>第6条～第10条 一略一 (スポーツ保健課の分掌事務)</p> <p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 一略一</p>	<p>2 一略一 (総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(22) 一略一 (23) ICT環境の<u>導入推進</u>に関する事 (24)～(32) 一略一</p> <p>第6条～第10条 一略一 (スポーツ保健課の分掌事務)</p> <p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 一略一 <u>(15) 平成32年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会に関する事</u></p>																																				

<p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で所掌する。</p> <p>第12条～第21条 一略一</p>	<p>2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号及び第15号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で所掌する。</p> <p>第12条～第21条 一略一</p>
--	--

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正理由

平成31年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

第2 改正内容

- 総務課、義務教育課、高校教育課、スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室の体制強化

第2 施行期日

公布の日から施行する。(平成31年4月1日)

議第 5 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「免許法附則第 12 項」を「免許法附則第 11 項」に、「免許法附則第 18 項」を「免許法附則第 17 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「又は別表第 6」を削り、同項の表を次のように改める。

第 1 欄			第 2 欄					第 3 欄		
受けよ うとす る免 許状 の種 類	現に有 する免 許状の 種類		適用 条項	在職 年数	領域に 関する 専門的 事項に 関する 科目	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育内 容の指 導法に 関する 科目又 は教諭 の教育 の基礎 的理解 に 関する 科目等	各教科 の指導 法に 関する 科目又 は教諭 の教育 の基礎 的理解 に 関する 科目等	大学が 独自に 設定す る科目	最低修 得単位 数
小学校 教諭	一種	二種	免許 別表 第 3	5		4		21	5	45
				6		3		20	5	40
				7		3		17	5	35
				8		3		15	4	30
				9		2		13	4	25
				10		2		11	3	20
				11		2		9	2	15
				12		1		7	2	10
	免許		3		2		13	5	25	

			法別 表第 3 免許 法施 行規 則第 11 の表 備考 第3 号	4		2		11	4	20	
				5		2		9	3	15	
				6		1		7	2	10	
	二種	臨時		免許 法別 表第 3	6		4		29	2	45
					7		4		26	2	40
					8		3		24	2	35
					9		3		21	2	30
					10		2		18	2	25
					11		2		15	1	20
					12		2		11	1	15
			13		1		8	1	10		
	中 学 校 教 諭	一種	二種	免許 法別 表第 3	5		10		16	4	45
					6		9		15	4	40
7						8		13	4	35	
8						7		11	4	30	
9						6		10	3	25	
10						5		8	3	20	
			11		4		7	2	15		
			12		3		5	2	10		
			免許 法別 表第 3	3		6		10	4	25	
			4		5		9	3	20		
			5		4		7	3	15		
			6		3		5	2	10		

高等学校教諭	二種	臨時	免許							
			法行							
			則11							
			の備							
			第3							
			号及							
			び第							
			4号							
	免許	6		10		21	4	45		
	法別	7		9		19	4	40		
	表第	8		9		17	3	35		
	3	9		8		16	2	30		
		10		7		13	2	25		
		11		5		11	2	20		
	12		4		8	2	15			
	13		3		6	1	10			
高等学校教諭	一種	臨時	免許	5		10		12	8	45
			法別	6		9		11	8	40
			表第	7		8		10	7	35
			3	8		7		9	6	30
				9		6		8	5	25
				10		5		6	5	20
				11		4		5	4	15
				12		3		4	3	10
	免許	3		5		7	8	25		
	法別	4		5		6	6	20		
	表第	5		4		5	5	15		
	3	6		3		4	3	10		
	免許									

法 施 行 規 則 第 11 条 の 表 備 考 第 3 号							
	免 許	10	20	24	16	90	
	法 別	11	19	23	15	85	
	表 第	12	18	22	14	80	
	3 正	13	17	20	14	75	
	改 附						
	法 第						
	則 8 項						
		14	16	19	13	70	
		15	15	18	12	65	
		16	14	17	11	60	
		17	13	15	10	55	
		18	12	14	10	50	
		19	10	13	9	45	
		20	9	12	8	40	
		21	8	10	7	35	
		22	7	9	6	30	
		23	6	8	5	25	
		24	5	7	5	20	
		25	4	5	4	15	
		26	3	4	3	10	
	免 許	4	10	12	8	45	
	法 別	5	9	11	7	40	
	表 第	6	8	10	7	35	
	3 許	7	7	9	6	30	
	免 施	8	6	7	5	25	
	法	9	5	6	4	20	

			行規 則附 則第 38項 及第 39項 (看 護師 養成 施設 3年 制卒)	10		4		5	4	15				
				11		3		4	3	10				
				免許 法別 表第 3 免許 法施 行規 則附 則第 38項 及第 39項 (看 護師 養成 施設 2年 制卒)	6		13		16	11	60			
				7		12		15	10	55				
				8		11		14	9	50				
				9		10		12	9	45				
				10		9		11	8	40				
				11		8		10	7	35				
				12		7		9	6	30				
				13		6		8	5	25				
				14		5		6	5	20				
				15		4		5	4	15				
				16		3		4	3	10				
				幼稚園教	一種	二種	免許 法別 表第 3	5	4		20		6	45
								6	3		19		6	40

論			7	3		17		5	35	
			8	3		15		4	30	
			9	2		13		4	25	
			10	2		11		3	20	
			11	2		9		2	15	
			12	1		7		2	10	
			免 許 法 別 表 第 3 免 許 法 施 行 規 則 第 11 条 の 表 考 第 3 号	3	2		12		6	25
				4	2		11		4	20
				5	2		9		3	15
				6	1		7		2	10
				6	5		30			45
				7	4		28			40
			二種 臨時	8	4		25			35
9	3			23			30			
10	3			19			25			
11	2			16			20			
12	2			12			15			
13	1			9			10			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育職員免許法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の一部改正に伴い、教育職員免許状に関する規定の整備を図るため提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

現 行		改 正 案		
一 略 (免許状の授与、検定、交付又は書換え等の出願) 第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定(免許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願ひ出る者は、次の表の左欄に掲げる出願の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。	一 略 (免許状の授与、検定、交付又は書換え等の出願) 第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定(免許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願ひ出る者は、次の表の左欄に掲げる出願の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。	出願の種類別 区分	出願の種類別 根拠規定	提出すべき書類
1 大学又は 教員養成機 関の卒業又 は修了によ る普通免許 状若しくは 特別支援学 校の自立教 科の教員の 普通免許状 の授与の出 願又は特別 支援学校の 教員の普通 免許状への	1 大学又は 教員養成機 関の卒業又 は修了によ る普通免許 状若しくは 特別支援学 校の自立教 科の教員の 普通免許状 の授与の出 願又は特別 支援学校の 教員の普通 免許状への	5 免許法第 1項及び 第2項 5 免許法第 5条の2第 3項 6 免許法附 則第8項 7 免許法附 則第12項 8 改正法附 則第10項 9 免許法施 行規則第6 4条第1項	5 免許法第 1項及び 第2項 5 免許法第 5条の2第 3項 6 免許法附 則第8項 7 免許法附 則第11項 8 改正法附 則第10項 9 免許法施 行規則第6 4条第1項	1 教育職員免許状授与願(別記様式第1号。以下同じ。) 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書(学士、修士若しくは短期大学の学位又は準学士の称号を出願の要件とする者については、その学位等が明記されている証明書であること。) 3 有することを必要とする免許状又は免許証とその写し(必要ある者に限る。) 4 学力に関する証明書 5 履歴書(別記様式第2号。以下同じ。)

<p>新教育領域 の追加の 出願</p>	<p>6 実務に関する証明書（必要ある者に 限る。別記様式第3号。以下同じ。） 7 身元証明書（市町村長の発行するも のに限る。以下同じ。） 8 小学校及び中学校の教諭の普通免 許状授与に係る教育職員免許法の特 例等に関する法律施行規則（平成9年 文部省令第40号）第4条第1項の介護 等の体験に関する証明書（必要ある者 に限る。） 9 免許状更新講習修了証明書又は免 許状更新講習履修証明書（必要ある者 に限る。）</p>	<p>新教育領域 の追加の 出 願</p>	<p>6 実務に関する証明書（必要ある者に 限る。別記様式第3号。以下同じ。） 7 身元証明書（市町村長の発行するも のに限る。以下同じ。） 8 小学校及び中学校の教諭の普通免 許状授与に係る教育職員免許法の特 例等に関する法律施行規則（平成9年 文部省令第40号）第4条第1項の介護 等の体験に関する証明書（必要ある者 に限る。） 9 免許状更新講習修了証明書又は免 許状更新講習履修証明書（必要ある者 に限る。）</p>
<p>1の2 教員 資格認定試 験合格によ る普通免許 状の授与の 出願</p>	<p>1 教育職員免許状授与願 2 教員資格認定試験の合格証明書 3 履歴書 4 身元証明書 5 免許状更新講習修了証明書又は免 許状更新講習履修証明書（必要ある者 に限る。）</p>	<p>1の2 教員 資格認定試 験合格によ る普通免許 状の授与の 出願</p>	<p>1 教育職員免許状授与願 2 教員資格認定試験の合格証明書 3 履歴書 4 身元証明書 5 免許状更新講習修了証明書又は免 許状更新講習履修証明書（必要ある者 に限る。）</p>
<p>2 技術の教 科について の中学校教 諭二種免許 状授与の出 願</p>	<p>1 教育職員免許状授与願 2 昭和37年3月31日までに取得した 図画工作又は職業の教科についての 中学校教諭普通免許状とその写し 3 昭和34年4月1日から昭和37年3 月31日までの間において文部省の計 画に基づき都道府県が実施した技 術・家庭科についての中学校教育課程 研究協議会又は文部大臣がこれに相</p>	<p>2 技術の教 科について の中学校教 諭二種免許 状授与の出 願</p>	<p>1 教育職員免許状授与願 2 昭和37年3月31日までに取得した 図画工作又は職業の教科についての 中学校教諭普通免許状とその写し 3 昭和34年4月1日から昭和37年3 月31日までの間において文部省の計 画に基づき都道府県が実施した技 術・家庭科についての中学校教育課程 研究協議会又は文部大臣がこれに相</p>

	<p>当すると認められた講習の修了証とその写</p> <p>4 履歴書</p> <p>5 身元証明書</p>			<p>当すると認められた講習の修了証とその写</p> <p>4 履歴書</p> <p>5 身元証明書</p>
<p>3 現職教育等による普通免許状又は特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状の教育職員検定の出願</p>	<p>6 免許法第6条第1項及び第4項</p> <p>7 免許法附則第5項</p> <p>8 免許法附則第9項</p> <p>9 免許法附則第17項</p> <p>10 免許法施行規則第64条第2項</p>	<p>3 現職教育等による普通免許状又は特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状の教育職員検定の出願</p>	<p>6 免許法第6条第1項及び第4項</p> <p>7 免許法附則第5項</p> <p>8 免許法附則第9項</p> <p>9 免許法附則第17項</p> <p>10 免許法施行規則第64条第2項</p>	<p>1 教育職員検定願（別記様式第5号。以下同じ。）</p> <p>2 基礎となる又は有することを必要とする免許状とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 実務に関する証明書</p> <p>5 人物に関する証明書（別記様式第6号。以下同じ。）</p> <p>6 学力に関する証明書（必要ある者に限る。）</p> <p>7 身体に関する証明書（別記様式第10号。以下同じ。）</p> <p>8 身元証明書</p> <p>9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>
<p>4 外国において授与された免許状を有する者の教育職員検定の出願</p>	<p>18 免許法第18条</p>	<p>4 外国において授与された免許状を有する者の教育職員検定の出願</p>	<p>18 免許法第18条</p>	<p>1 教育職員検定願</p> <p>2 有する免許状とその写し又は免許状授与証明書</p> <p>3 学校の卒業又は修了証明書</p> <p>4 学業成績証明書</p> <p>5 履歴書</p> <p>6 実務に関する証明書</p> <p>7 人物に関する証明書</p>

		8 身体に関する証明書 9 身元証明書	
5 免許教科以外の教科を担任することの許可申請	免許法附則第2項	免許教科以外の教科を担任することの許可申請	免許教科以外の教科を担任することの許可申請書 (別記様式第11号)
6 特別免許状に係る教育職員検定の出願	免許法第5条第3項	特別免許状に係る教育職員検定の出願	1 特別免許状検定願 (別記様式第12号) 2 推薦書 (別記様式第12号の2) 3 履歴書 4 身体に関する証明書 5 身元証明書
7 臨時免許状の教育職員検定又は特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の出願	免許法第5条第6項 免許法第5条の2第3項 免許法附則第7項 免許法施行規則第65条 施行法第2条第1項	臨時免許状の教育職員検定又は特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の出願	1 教育職員検定願 2 学校の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 有することを必要とする免許証とその写し (必要ある者に限る。) 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 身元証明書 10 技能等に関する証明書 (必要ある者に限る。) 11 助教論採用に関する理由書 (市町村立学校にあつては、当該学校を所管す

		8 身体に関する証明書 9 身元証明書	
5 免許教科以外の教科を担任することの許可申請	免許法附則第2項	免許教科以外の教科を担任することの許可申請	免許教科以外の教科を担任することの許可申請書 (別記様式第11号)
6 特別免許状に係る教育職員検定の出願	免許法第5条第3項	特別免許状に係る教育職員検定の出願	1 特別免許状検定願 (別記様式第12号) 2 推薦書 (別記様式第12号の2) 3 履歴書 4 身体に関する証明書 5 身元証明書
7 臨時免許状の教育職員検定又は特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の出願	免許法第5条第6項 免許法第5条の2第3項 免許法附則第7項 免許法施行規則第65条 施行法第2条第1項	臨時免許状の教育職員検定又は特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の出願	1 教育職員検定願 2 学校の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 有することを必要とする免許証とその写し (必要ある者に限る。) 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 身元証明書 10 技能等に関する証明書 (必要ある者に限る。) 11 助教論採用に関する理由書 (市町村立学校にあつては、当該学校を所管す

7の2 第10条による臨時免許状又は臨時免許状の更新の出願		<p>る教育委員会、その他の学校にあつては当該学校長の発行するものとする。別記様式第13号。以下同じ。）</p> <p>(1) 教育職員検定願 (2) 有することを必要とする免許状とその写し (3) 履歴書 (4) 実務に関する証明書 (5) 人物に関する証明書 (6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書</p>		<p>る教育委員会、その他の学校にあつては当該学校長の発行するものとする。別記様式第13号。以下同じ。）</p> <p>(1) 教育職員検定願 (2) 有することを必要とする免許状とその写し (3) 履歴書 (4) 実務に関する証明書 (5) 人物に関する証明書 (6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書</p>
8 教育職員免許状書換えの出願	<p>7の2 第10条による臨時免許状又は臨時免許状の更新の出願</p>	<p>8 教育職員免許状書換えの出願</p>	<p>8 教育職員免許状書換えの出願</p>	<p>8 教育職員免許状書換えの出願</p>
9 教育職員免許状再交付の出願	<p>7の2 第10条による臨時免許状又は臨時免許状の更新の出願</p>	<p>9 教育職員免許状再交付の出願</p>	<p>9 教育職員免許状再交付の出願</p>	<p>9 教育職員免許状再交付願(別記様式第15号) 2 破損の理由による場合はその免許状</p>
10 旧令による教育免許状を有する者の免許状交付の出願	<p>7の2 第10条による臨時免許状又は臨時免許状の更新の出願</p>	<p>10 旧令による教育免許状を有する者の免許状交付の出願</p>	<p>10 旧令による教育免許状を有する者の免許状交付の出願</p>	<p>10 旧令による教育免許状とその写し(必要ある者に限る。) 4 履歴書 5 身元証明書 6 学業成績証明書又は教科に関する証明書(必要ある者に限る。)</p>

		7 助教諭採用に関する理由書（必要ある者に限る。）
11 旧令による学校卒業等を資格として教育職員検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行法第2条第1項 ・ 施行法施行規則附則第4項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員検定願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 履歴書 5 実務に関する証明書 6 人物に関する証明書 7 身体に関する証明書 8 身元証明書 9 教科に関する証明書 10 有することを必要とする又は基礎となる免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。） 11 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し（必要ある者に限る。） 12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）

— 略 —

（在職年数による修得単位の逓減）

第12条 免許法別表第3の規定により上級の免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる受けようとする免許状の種類、適用条項及び在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて

		7 助教諭採用に関する理由書（必要ある者に限る。）
11 旧令による学校卒業等を資格として教育職員検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行法第2条第1項 ・ 施行法施行規則附則第4項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員検定願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 履歴書 5 実務に関する証明書 6 人物に関する証明書 7 身体に関する証明書 8 身元証明書 9 教科に関する証明書 10 有することを必要とする又は基礎となる免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。） 11 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し（必要ある者に限る。） 12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）

— 略 —

（在職年数による修得単位の逓減）

第12条 免許法別表第3又は別表第6の規定により上級の免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる受けようとする免許状の種類、適用条項及び在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目

の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄		第3欄		
受けようとする免状の種類	現に有する免状の種類	教科(養護)に関する科目	教科(養護)に教科(養護)又は教職に関する科目	最低修得単位数		
小学校教諭	二種	5	4	5	45	
		6	3	20	5	40
		7	3	17	5	35
		8	3	15	4	30
		9	2	13	4	25
		10	2	11	3	20
		11	2	9	2	15
		12	1	7	2	10
		3	2	13	5	25
		4	2	11	4	20
		5	2	9	3	15
		6	1	7	2	10

第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄			第3欄	
受けようとする免状の種類	現に有する免状の種類	領域に関する専門的事項に関する科目	保育人の指導に関する法に關する科目又はは	各教科の指導独自に	最低修得単位数	
小学校教諭	二種	4	21	5	45	
		6	3	20	5	40
		7	3	17	5	35
		8	3	15	4	30
		9	2	13	4	25
		10	2	11	3	20
		11	2	9	2	15
		12	1	7	2	10
		3	2	13	5	25
		4	2	11	4	20
		5	2	9	3	15
		6	1	7	2	10

中学校 教諭	一 種	二 種	臨時	条の 備考 3号	6	4	29	2	45
				免 別表 3	7	4	26	2	40
					8	3	24	2	35
					9	3	21	2	30
				10	2	18	2	25	
				11	2	15	1	20	
				12	2	11	1	15	
				13	1	8	1	10	
				5	10	16	4	45	
				免 別表 3	6	9	15	4	40
					7	8	13	4	35
					8	7	11	4	30
					9	6	10	3	25
10	5	8	3		20				
11	4	7	2		15				
12	3	5	2	10					
免 別表 3	3	6	10	4	25				
	4	5	9	3	20				
	5	4	7	3	15				
免 施行 規則 11 条の 備考	6	3	5	2	10				

中学校 教諭	一 種	二 種	臨時	条の 備考 3号	6	4	29	2	45
				免 別表 3	7	4	26	2	40
					8	3	24	2	35
					9	3	21	2	30
				10	2	18	2	25	
				11	2	15	1	20	
				12	2	11	1	15	
				13	1	8	1	10	
				5	10	16	4	45	
				免 別表 3	6	9	15	4	40
					7	8	13	4	35
					8	7	11	4	30
					9	6	10	3	25
10	5	8	3		20				
11	4	7	2		15				
12	3	5	2	10					
免 別表 3	3	6	10	4	25				
	4	5	9	3	20				
	5	4	7	3	15				
免 施行 規則 11 条の 備考	6	3	5	2	10				

高等学校 校教諭	一種	臨時	免許表 別表 3	6	10	21	4	45
				7	9	19	4	40
				8	9	17	3	35
				9	8	16	2	30
				10	7	13	2	25
				11	5	11	2	20
				12	4	8	2	15
				13	3	6	1	10
				5	10	12	8	45
				6	9	11	8	40
				7	8	10	7	35
				8	7	9	6	30
				9	6	8	5	25
10	5	6	5	20				
11	4	5	4	15				
12	3	4	3	10				
3	5	7	8	25				
4	5	6	6	20				
5	4	5	5	15				
6	3	4	3	10				
免許法 別表 3 免許法 施行規 則第11 条の考 備								

高等学校 校教諭	二種	臨時	免許表 別表 3	6	10	21	4	45
				7	9	19	4	40
				8	9	17	3	35
				9	8	16	2	30
				10	7	13	2	25
				11	5	11	2	20
				12	4	8	2	15
				13	3	6	1	10
				5	10	12	8	45
				6	9	11	8	40
				7	8	10	7	35
				8	7	9	6	30
				9	6	8	5	25
10	5	6	5	20				
11	4	5	4	15				
12	3	4	3	10				
3	5	7	8	25				
4	5	6	6	20				
5	4	5	5	15				
6	3	4	3	10				
免許法 別表 3 免許法 施行規 則第11 条の考 備								

3号 免許法 別表第 3 改正法 附則第 8項	10	20	24	16	90
	11	19	23	15	85
	12	18	22	14	80
	13	17	20	14	75
	14	16	19	13	70
	15	15	18	12	65
	16	14	17	11	60
	17	13	15	10	55
	18	12	14	10	50
	19	10	13	9	45
	20	9	12	8	40
	21	8	10	7	35
	22	7	9	6	30
	23	6	8	5	25
	24	5	7	5	20
	25	4	5	4	15
	26	3	4	3	10
免許法 別表第 3 免許法 施行規 則附則 第29項 及び第 30項(看	4	10	12	8	45
	5	9	11	7	40
	6	8	10	7	35
	7	7	9	6	30
	8	6	7	5	25
	9	5	6	4	20
	10	4	5	4	15
	11	3	4	3	10

3号 免許法 別表第 3 改正法 附則第 8項	10	20	24	16	90
	11	19	23	15	85
	12	18	22	14	80
	13	17	20	14	75
	14	16	19	13	70
	15	15	18	12	65
	16	14	17	11	60
	17	13	15	10	55
	18	12	14	10	50
	19	10	13	9	45
	20	9	12	8	40
	21	8	10	7	35
	22	7	9	6	30
	23	6	8	5	25
	24	5	7	5	20
	25	4	5	4	15
	26	3	4	3	10
免許法 別表第 3 免許法 施行規 則附則 第38項 及び第 39項(看	4	10	12	8	45
	5	9	11	7	40
	6	8	10	7	35
	7	7	9	6	30
	8	6	7	5	25
	9	5	6	4	20
	10	4	5	4	15
	11	3	4	3	10

幼稚園 教諭	一種	免許法 別表第 3	6	13	16	11	60
			7	12	15	10	55
			8	11	14	9	50
			9	10	12	9	45
			10	9	11	8	40
			11	8	10	7	35
			12	7	9	6	30
			13	6	8	5	25
			14	5	6	5	20
			15	4	5	4	15
			16	3	4	3	10
			5	4	20	6	45
			6	3	19	6	40
			7	3	17	5	35
8	3	15	4	30			
9	2	13	4	25			
10	2	11	3	20			
11	2	9	2	15			
12	1	7	2	10			
3	2	12	6	25			

幼稚園 教諭	二種	免許法 別表第 3	6	13	16	11	60
			7	12	15	10	55
			8	11	14	9	50
			9	10	12	9	45
			10	9	11	8	40
			11	8	10	7	35
			12	7	9	6	30
			13	6	8	5	25
			14	5	6	5	20
			15	4	5	4	15
			16	3	4	3	10
			5	4	20	6	45
			6	3	19	6	40
			7	3	17	5	35
8	3	15	4	30			
9	2	13	4	25			
10	2	11	3	20			
11	2	9	2	15			
12	1	7	2	10			
3	2	12	6	25			

養護教諭	二種	臨時	別表第3号 免許法規 施行規則 第11条の 備考第3号	4	2	11	4	20
				5	2	9	3	15
				6	1	7	2	10
				6	5	30		45
				7	4	28		40
				8	4	25		35
				9	3	23		30
				10	3	19		25
				11	2	16		20
				12	2	12		15
				13	1	9		10
				3	8	6	2	20
				4	6	5	2	15
5	5	4	1	10				
6	14	8	2	30				
7	12	7	2	25				
8	10	6	2	20				
9	8	5	1	15				
10	6	3	1	10				

養護教諭	二種	臨時	別表第3号 免許法規 施行規則 第11条の 備考第3号	4	2	11	4	20
				5	2	9	3	15
				6	1	7	2	10
				6	5	30		45
				7	4	28		40
				8	4	25		35
				9	3	23		30
				10	3	19		25
				11	2	16		20
				12	2	12		15
				13	1	9		10

2. 免許法別表第6の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる在職年数に応じ、

それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
受けようとする免状の種類	現に有する免状の種類	養護に関する科目	養護教諭・栄誉大学の独自に設定する科目	最低修得単位数
養護教諭	二種	8	6	20
免許法別表第6	免許法別表第6	4	5	15
二種	二種	5	4	10
臨時	臨時	6	8	30
		7	7	25
		8	6	20
		9	5	15
		10	3	10

3 免許法別表第6の2の規定により栄誉教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄		第3欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	養護教諭・栄誉教諭の教育の基礎的理解に関する科目	最低修得単位数

2 免許法別表第6の2の規定により栄誉教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄		第3欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	養護教諭に関する科目	最低修得単位数

に係る科目				
3	32	2	6	40
4	28	2	5	35
5	23	2	5	30
6	19	2	4	25
7	15	2	3	20
8	11	2	2	15
9	6	2	2	10

3 免許法別表第8の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
受けようとする免許状の種類	現に有する免許状	在職年数	教科又は最低修得単位の単位に 関する科目	最低修得単位の単位に 関する科目
幼稚園教諭	小学校教諭普通免許状	1	3	3

る科目			る科目等	
3	32	2	6	40
4	28	2	5	35
5	23	2	5	30
6	19	2	4	25
7	15	2	3	20
8	11	2	2	15
9	6	2	2	10

4 免許法別表第8の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
受けようとする免許状の種類	現に有する免許状	在職年数	教科又は最低修得単位の単位に 関する科目	最低修得単位の単位に 関する科目
幼稚園教諭	小学校教諭普通免許状	1	3	3

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正する規則

教育職員免許状に関する規則（県教育委員会規則）

2 改正の背景

- 平成28年11月、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教育職員免許法が改正され、教育職員免許状の取得にあたり、大学において習得することを必要とする科目が大括り化されるとともに、教育職員免許法施行規則（文部科学省令）が改正され、教育職員免許状に関する科目区分が変更され、平成31年4月1日から施行される。（※取得する単位数に変更はない。）

〔大括り化〕

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">教科に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">教職に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">教科又は教職に関する科目</td></tr> </table>	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">教科及び教職に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">※ 大学の工夫により、教科と教職を組み合わせた科目設定も可能</td></tr> </table>	教科及び教職に関する科目	※ 大学の工夫により、教科と教職を組み合わせた科目設定も可能
教科に関する科目							
教職に関する科目							
教科又は教職に関する科目							
教科及び教職に関する科目							
※ 大学の工夫により、教科と教職を組み合わせた科目設定も可能							

3 規則改正の概要

- 教育職員免許法の規定により、教員として一定の在職年数を有する者が、当該在職年数をもとに教育職員免許状を修得する場合、在職年数に応じて修得必要単位が逡減することができ、その単位数等については、教育職員免許法施行規則第14条において、県教育委員会規則で定めることとされている。
- この度、教育職員免許状に関する科目区分が変更されたことに伴い、科目の名称を変更するため、教育委員会規則を改正する。（※取得単位数についての変更はない。）
- その他所要の規定の整備を行う。

【教育委員会規則における科目名の変更のイメージ】

（◎は文部科学省令において、教育委員会規則で定めることとされている区分）

現 行	改正後												
◎教科に関する科目	◎教科に関する専門的事項に関する科目												
◎教職に関する科目	◎各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">〔含まれる科目〕</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教職の意義等に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育の基礎理論に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育課程及び指導法に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育実習</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育実践演習</td></tr> </table>	〔含まれる科目〕	・ 教職の意義等に関する科目	・ 教育の基礎理論に関する科目	・ 教育課程及び指導法に関する科目	・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・ 教育実習	・ 教育実践演習	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">〔含まれる科目〕</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 各教科の指導法に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育の基礎的理解に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ 教育実践に関する科目</td></tr> </table>	〔含まれる科目〕	・ 各教科の指導法に関する科目	・ 教育の基礎的理解に関する科目	・ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 教育実践に関する科目
〔含まれる科目〕													
・ 教職の意義等に関する科目													
・ 教育の基礎理論に関する科目													
・ 教育課程及び指導法に関する科目													
・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目													
・ 教育実習													
・ 教育実践演習													
〔含まれる科目〕													
・ 各教科の指導法に関する科目													
・ 教育の基礎的理解に関する科目													
・ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目													
・ 教育実践に関する科目													
◎教科又は教職に関する科目	◎大学が独自に設定する科目												

（注）幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭についての科目名等は異なる。

4 施行期日

平成31年4月1日

議第 6 号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和31年11月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第4条の3の2」を「第4条の3の2、第4条の3の3第5項、第4条の3の4」に、「読み替える」を「、第4条の3の3第1項、第3項及び第4項の規定中「県教育委員会又は」とあるのは、「市町村教育委員会又は」と読み替える」に改める。

(山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第4条の3の2」を「第4条の3の4」に改める。

第4条の3の3を第4条の3の5とし、第4条の3の2を第4条の3の4とし、第4条の3の次に次の2条を加える。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第4条の3の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、職員に時間外勤務(条例第6条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第4条の3の3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間とする。

- 3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務など県教育委員会が特に認める業務をいう。）に従事させるために前項の限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、前項の規定に関わらず、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
- (1) 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - (2) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1 年のうち 1 箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月
- 4 県教育委員会又はその委任を受けた者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと県教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定により、第 3 項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第17条の次に次の 1 条を加える。

第 18 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成 31 年 8 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第 4 条の 3 の 3 第 3 項第 3 号の規定の適用については、同号中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（平成 31 年 4 月以後の期間に限る。）」とする。

提 案 理 由

改正労働基準法において、時間外勤務時間数の上限規制等について規定されたことに伴い、規定の整備を図るために提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

第1条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第1条の2 職員の勤務時間及び休暇等については、この規則に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の規定を準用する。この場合において、同規則第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第4条の2第4号、第4条の3の2第2項及び第4項から第6項まで、第4条の5（同規則第4条の7において準用する場合を含む。）、第4条の6第3項（同規則第4条の7において準用する場合を含む。）、第4条の8（同規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第4条の9第3項（同規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第6条第2項、第12条第3項から第7項まで、第13条、第15条、第17条第1項、第3項及び第4項並びに別表その他の項第2号、第3号、第7号、第10号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）、第12号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）及び第13号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）の規定中「県教育委員会」とあるのは、「市町村教育委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条の2 職員の勤務時間及び休暇等については、この規則に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の規定を準用する。この場合において、同規則第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第4条の2第4号、<u>第4条の3の2、第4条の3の3第5項</u>、第4条の3の4第2項及び第4項から第6項まで、第4条の5（同規則第4条の7において準用する場合を含む。）、第4条の6第3項（同規則第4条の7において準用する場合を含む。）、第4条の8（同規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第4条の9第3項（同規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第6条第2項、第12条第3項から第7項まで、第13条、第15条、第17条第1項、第3項及び第4項並びに別表その他の項第2号、第3号、第7号、第10号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）、第12号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）及び第13号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）の規定中「<u>県教育委員会又は</u>」とあるのは、「<u>市町村教育委員会又は</u>」と読み替えるものとする。</p>

第2条関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割り振り変更）</p> <p>第4条</p> <p>1～3</p> <p>4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、勤務を要しない日の振替え（条例第4条第3項の規定により、勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時</p>	<p>（勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割り振り変更）</p> <p>第4条</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、勤務を要しない日の振替え（条例第4条第3項の規定により、勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時</p>

間の割振り変更（同項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、勤務を要しない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第4条第1項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第4条の3の2第2項及び第4項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 一略一

（一斉休憩の例外）

第4条の2

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第4条の3 一略一

（新設）

（新設）

間の割振り変更（同項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、勤務を要しない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第4条第1項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第4条の3の4第2項及び第4項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 一略一

（一斉休憩の例外）

第4条の2

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第4条の3 一略一

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第4条の3の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、職員に時間外勤務（条例第6条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第4条の3の3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間とする。

3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務など県教育委員会が特に認める業務をいう。）に従事させるために前項の限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、前項の規定に関わらず、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1）1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

4 県教育委員会又はその委任を受けた者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと県教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定により、第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第4条の3の4 -略-

(育児を行う学校職員の深夜勤務の制限)

第4条の3の5 -略-

第4条の4～第17条

第18条 この規則の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会が定める。

(時間外勤務代休時間の指定)

第4条の3の2 -略-

(育児を行う学校職員の深夜勤務の制限)

第4条の3の3 -略-

第4条の4～第17条

(新設)

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する 条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

1 改正する規則

- ① 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則
- ② 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則

2 改正の背景

- ・ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のため働き方改革が進められ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立した。
- ・ 改正労働基準法において、時間外勤務時間数の上限規制等について規定されたことから、関係規定について改正するものである。
- ・ なお、改正にあたっては、県職員に適用される「職員の勤務時間に関する条例の施行手続（平成元年3月人事委員会規則6-1）」の改正を踏まえることとする。

【時間外勤務時間数の上限（イメージ）】

時間外勤務時間数	【特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急を要するものと任命権者が認めるもの）】 限度時間等の規定の適用なし（※1）
	【限度時間の例外（他律的業務（※2）に従事する場合）】 <ul style="list-style-type: none"> ● 1箇月100時間未満 ● 1年720時間以内 ● 2～6月平均80時間以内（注） （注）2から6月箇月のいずれの期間も80時間以内 ● 1箇月45時間超は1年のうち6箇月以内
	【時間外勤務の限度時間】 <ul style="list-style-type: none"> ● 月45時間以内 ● 年360時間以内
正規の勤務時間	

（※1） 他律的業務に係る時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる場合、整理分析等を行う。

（※2） 業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務など任命権者が特に認める業務

〔教育職員の場合〕

限定4項目	上限規制
① 生徒の実習に関する業務	適用あり
② 学校行事に関する業務	適用あり
③ 教職員会議に関する業務	適用あり
④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務	他律的業務又は特例業務として整理

3 施行日

平成31年4月1日

議第 7 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 32 年 5 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 23 条第 1 項第 9 号」を「第 23 条第 1 項第 10 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

学校教育法施行細則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 ー略ー (分校設置についての認可申請又は届出)</p> <p>第4条 令第23条第1項第9号又は第23条第2項若しくは第25条第4号の規定により分校の設置についての認可の申請又は届出をしようとするときは、規則第7条に規定する書類のほか、第1条の規定に準じ必要な書類を添えなければならない。</p> <p>第5条～第13条 ー略ー</p>	<p>第1条～第3条 ー略ー (分校設置についての認可申請又は届出)</p> <p>第4条 令 <u>第23条第1項第10号</u> 又は第23条第2項若しくは第25条第4号の規定により分校の設置についての認可の申請又は届出をしようとするときは、規則第7条に規定する書類のほか、第1条の規定に準じ必要な書類を添えなければならない。</p> <p>第5条～第13条 ー略ー</p>

議第 8 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則
山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「栄養主査」を「栄養主査、主任管理栄養士」に改める。

第 21 条の表中

「

主任栄養士

」を「

主任管理栄養士
主任栄養士

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

主任管理栄養士を新たに設置することに伴い提案するものである。

平成 31 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案																						
<p>第1条～第19条 一略一 (職)</p> <p>第20条 高等学校に校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校司書主事、栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</p> <p>(職務)</p> <p>第21条 前条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養主査</td> <td>栄養に関する担当業務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任栄養士</td> <td>栄養に関する業務を担当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	一略一	一略一	栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。	主任栄養士	栄養に関する業務を担当する。	一略一	一略一	<p>第1条～第19条 一略一 (職)</p> <p>第20条 高等学校に校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校司書主事、栄養主査、<u>主任管理栄養士</u>、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</p> <p>(職務)</p> <p>第21条 前条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養主査</td> <td>栄養に関する担当業務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>主任管理栄養士</u></td> <td>栄養に関する業務を担当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任栄養士</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	一略一	一略一	栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。	<u>主任管理栄養士</u>	栄養に関する業務を担当する。	主任栄養士		一略一	一略一
職	職務																						
一略一	一略一																						
栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。																						
主任栄養士	栄養に関する業務を担当する。																						
一略一	一略一																						
職	職務																						
一略一	一略一																						
栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。																						
<u>主任管理栄養士</u>	栄養に関する業務を担当する。																						
主任栄養士																							
一略一	一略一																						
<p>第22条～第53条 一略一</p>	<p>第22条～第53条 一略一</p>																						